

## 戦後民主主義における部落解放の課題

～日本共産党と部落解放同盟の連帯と対立の軌跡を総括し再びの連帯を求めて～

藤野 豊

### はじめに

2022 年は、全国水平社創立 100 周年に当たり、わたくしは黒川みどりと全国水平社の通史を上梓した。<sup>1)</sup> ここでは、いわゆる「部落史」という日本史研究から隔絶された研究ではなく、日本近代史のなかに水平社の歴史を位置づけるということを目指した。そして、今、戦後史のなかに部落解放運動の歴史を位置づけるという研究を模索している。しかし、80 年近い戦後部落解放運動史を描くことは、20 年間の全国水平社の歴史を描くことの比ではない労力と能力を必要とする。わたくしなどには到底、手に負えない課題であるが、戦後の部落解放運動史のすべての歴史の叙述は不可能であっても、個別のテーマに関する通史だけでも論じていきたいと考えたとき、浮かび上がったテーマが、「戦後部落解放運動の天皇制認識」である。戦後の部落解放運動が象徴天皇制をどのように認識していたのか、それをまず解明していきたい。

戦前、戦後を通じた部落解放運動の指導者であった松本治一郎は「貴族あれば賤族あり」という言を残し、天皇制こそが部落差別の元凶であることを示したが、戦後の部落解放運動は一貫して象徴天皇制に反対していたわけではない。戦後部落解放運動はどのようにして象徴天皇制への反対の論理を確立し、どのようにしてそれを放擲したのか。その解明が課題である。

しかし、それとても膨大な文献、史料の分析が必要であり、解明には多くの時間を要する。そこで、まず、ともに天皇制の廃止を掲げ、民主主義運動の担い手であった日本共産党と部落解放同盟の関係の検証をおこなうこととした。戦後部落解放運動の天皇制認識の解明への最初の試みが小稿である。両者は、当初は固く連帯していたにもかかわらず、なぜ、激しく対立するに至ったのか、そして、今後、連帯を回復する道はないのか、わたくしはそのことを戦後史のなかで問いたい。

わたくしは、これまで、戦後民主主義の下での差別について個々に論じてきた。日本国憲法に法の下での平等が明記されたにもかかわらず、基本的人権の尊重に対して「公共の福祉」という条件が付されたことにより、法の下での平等にも多くの例外が生み出されてきた。差別の結果としての被差別部落の貧困、劣悪な環境は、行政の差別意識を助長し、放置されてきた。それに立ち向かい、法の下での平等を実現しようとしたのが部落解放運動であった。そうであるから、戦後民主主義のなかでの部落解放運動の実像を描くことは、わたく

しの戦後民主主義下の差別を問うという研究の一環ともなる。<sup>2)</sup>

戦後の部落解放運動における学術的論争、あるいは政治的論争については、すでに師岡佑行の壮大な研究があるが、<sup>3)</sup> わたくしは、戦後の民主主義運動のなかに、両者の関係の変化を位置づけていく。なぜならば、両者の関係は、民主主義革命路線、武装闘争路線、条件付き平和革命路線、自主独立路線、民主連合政府路線など、共産党がたどった紆余曲折の革命戦略に翻弄されたからである。戦後民主主義運動の歴史のなかで共産党と部落解放同盟はそれぞれがどのような役割を演じ、そのなかでいかに連帯し、いかに対立したのか、それを小稿で追究する。

## 1. 日本共産党と部落解放同盟 連帯の構築

1945年12月1日、活動を再開した日本共産党は第4回党大会を開催した。その場で決定された「行動綱領」において、「専制主義および軍国主義からの世界解放の軍隊としての連合国軍の日本進駐によって、日本における民主主義的変革の端緒が開かれるにいたった」という現状認識の下、「いっさいの民主主義的勢力の結集による人民戦線」の結成を掲げ、その目的として「天皇制の打倒、人民共和政府の樹立」「いっさいの身分的差別の撤廃」を明言した。<sup>4)</sup> 「いっさいの身分的差別」には、部落差別が含まれる。共産党は活動再開の段階で、民主主義革命の課題として部落差別の撤廃を高く掲げたのである。

さらに、1946年2月25日、共産党は、第5回党大会で決定した「宣言」において、「ブルジョア民主主義革命を、平和的に、かつ民主主義的方法によって完成することを当面の目標とする」「資本主義制度全体を直ちに廃止して、社会主義制度を実現することを主張するものではない」と明言し、暴力革命という方法をとらず、平和的、民主主義的方法でブルジョア民主主義革命を断行することを、当面の目的と位置づけた。<sup>5)</sup> この方針は、当面する革命は社会主義革命に転化するブルジョア民主主義革命であると位置づけた1932年にコミンテルンが発表した「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」（「三二年テーゼ」）を継承するものであった。そして、1947年12月22日、この「宣言」の下で開かれた第6回党大会で決定された行動綱領においても「天皇制の廃止を伴う国家機構の完全な民主化」とともに「一切の身分的差別の撤廃」を明記していた。<sup>6)</sup>

このように、日本共産党は、天皇制の廃止とともに「一切の身分的差別の撤廃」として部落解放を重要な民主主義革命の課題としていた。そうした主張を牽引したのが、北原泰作である。

全国水平社の活動家であり共産党員であった北原泰作は、1934年に転向するが、戦後すぐに復党して共産党第4回大会において報告に立ち、冒頭、「被圧迫部落問題が非常に重要であるといふことは、部落民が存在する社会的根拠が天皇制を存続せしめてゐる根拠

と同一であるといふことであります」と述べ、「身分としての天皇、皇族、華族が特権的地位を与へられて残つてゐる」ことと「階級的に封建的な最下級民である被圧迫部落民が残されてゐる」ことを対比させて、被差別部落のひとつを「人民革命」に動員する道を求めた。そして、そのために、近々、京都で全国部落代表者会議を開き、日本社会党員の松本治一郎を擁して「部落民解放運動の第一歩」を印すことを明らかにしている。北原は、こうして再出発させる部落解放運動には、社会党も融和団体の「青年分子」なども巻き込むと述べるが、こうした運動は「階級的な基本組織でないから人民革命が達成せられた後天皇制が打倒され封建的諸条件が一扫された時にこそかなぐり捨て、中にある労働者としての階級・農民としての階級が本当の姿に於て現れてくるので、それ迄の過渡的な反階級的な闘争組織として部落解放委員会を結成して全国的な規模において展開」という戦略を明らかにした。すなわち、北原は、天皇制を打倒するまでは、社会党や融和団体関係者も含めた「部落解放委員会」を結成し、被差別部落の広範なひとつをブルジョア民主主義革命運動に組織するが、革命達成後は、「部落解放委員会」のような組織を捨てて、被差別部落の労働者、農民を社会主義革命に動員するという二段階の方針を示したのである。最後に、北原は「共産主義者が真に部落民の今日置かれてゐる天皇制政府の圧迫と搾取、長い間の血と涙でやつて来た彼らの中にとび込んで天皇制を打倒し、人民共和政府を樹立することに先頭に起つて闘つてゐることを理解せしめたならば、三百万の部落民は真先に起つて行動するであらうことゝ信じる」と報告を結んでいる。<sup>7)</sup> 以後、共産党のこうした戦略は再建された部落解放運動に求められていく。共産党にとり、天皇制打倒と部落解放は民主主義革命の不可分の課題であった。

ただ、共産党が民主主義革命のための「人民戦線」の対象として考え、北原も巻き込もうと考えていた日本社会党は「社会党は共産党のやうに天皇制の打倒を叫ばないし、さうかと云つて他の政党的やうに専制的天皇制支持を唱へてゐない」「天皇大権は大幅に整理縮減はするが、天皇制そのものゝ存続を認めてゐることは明かである。政治に少しも関係のない、民族の信仰の中心としての、ただ身分としての天皇ではなく、統治権の主体では断じてないが、統治権の一部としての天皇制を認むべきである」「社会党としては、天皇制の存否を国民投票によつて決定すべしといふ輿論の大勢になるならば、それに対しては反対するものではない。むしろ天皇制の問題は、伝説的神秘の幄を排し、自ら進んで世界輿論の前に堂々国家的矜持を以て論争さるべきであり、斯くて帰一するところのもの、即ち真に護持すべき国体を明徴ならしめる所以なりと信じてゐる」などという立場にとどまり、天皇制支持を鮮明にしていたので、共産党の期待には応えられなかった。<sup>8)</sup> 天皇制打倒と部落解放の課題は共産党独自の主張であった。

共産党の第5回大会を間近に控えた1946年2月19日、京都市の新聞会館で全国部落

代表者会議が、翌日には同会館で部落解放人民大会が開かれ、戦後の部落解放運動が開始される。両集会の発起人代表には、松本治一郎、北原泰作、山本政夫、梅原真隆（本派本願寺一如会）、武内了温（大谷派本願寺真身会）の名前が記載されており、<sup>9)</sup> 全国水平社と融和団体の活動家が「大同団結」して、戦後の部落解放運動を開始するという姿勢が明らかであった。こうした姿勢は、前述した共産党第4回大会で、北原が松本治一郎を擁して融和団体の「青年分子」も巻き込み「部落民解放運動の第一歩」を印すと発言したことの具体化であり、山本政夫は、かつて北原泰作とともに大和会を結成し、戦時体制下の水平社の解消を求めた融和団体側の「青年分子」のひとりであった。

そして、この場で、部落解放全国委員会の結成が決められ、11項目の行動綱領が決定された。（表1）は、その内容を、北原が共産党第4回大会で示した行動綱領と比較したものである。北原が提示した行動綱領10項目には、民主主義革命全体に関する内容が多く、被差別部落に関するものや差別問題に関するものは4項目に過ぎないが、その4項目はすべて全国部落代表者会議で決定された行動綱領に生かされている。その4項目を含めて6項目が後者の行動綱領に反映されている。こうしたことから、北原の主導、すなわち、日本共産党の主導の下で、部落解放全国委員会が結成されていたことは明らかである。

部落解放全国委員会の「宣言」においても、「軍国主義的・封建的資本主義体制こそ、われわれを差別と搾取の二重の圧迫の下に呻吟せしめてゐる社会的根拠である」として、「すべての人民に人格の尊厳と自由とを保障する民主主義日本建設の大事業」が「人民自身の手によって開始された」今こそ起ち上ろうと呼びかけ、「今日こそ固く大同団結し、さらに民主主義勢力と結盟して、踏み躪られた正義と自由と生活を人民の手に奪還し、愛と希望に充ちた平和にして豊かなる社会を建設しなければならない」と訴えた。そして、「われわれの叫ぶ合言葉」として「軍国主義的・封建的・反動勢力の徹底的打倒」「一切の民主主義勢力の結集による民主戦線の即時結成」「民主政権の樹立による部落民衆の完全なる解放」を掲げた。ここにも、北原が唱えた共産党の戦略である民主主義革命の一環としての部落解放という論理が明白である。

部落解放全国委員会は、全国水平社の中央執行委員長であった松本治一郎を全国委員長に、北原、上田音市、朝田善之助、木村京太郎、松田喜一らかつての全国水平社の旧共産党員たち、井上哲男、山本政夫ら旧中央融和事業協会の融和運動家、そして松本治一郎の側近である田中松月らが常任全国委員に、それぞれ就任し、松本の側近である井元林之（麟之）が書記局長となった。まさに、部落解放全国委員会は恩讐を超えた呉越同舟の組織となったのだが、東西本願寺の融和運動家であった梅原真隆と武内了温は顧問として事実上、棚上げされ、<sup>10)</sup> 主導権は旧水平社の活動家が握った。

部落解放全国委員会結成までの経過を見て気づくのは、民主主義革命に被差別部落の

ひとびとを動員するという共産党の戦術が反映しているにもかかわらず、民主主義革命の重要な課題である天皇制の打倒には言及されていないことである。呉越同舟の組織として天皇制打倒を明確に文字化することは避けられたが、2月20日に開かれた部落解放人民大会においては、発言として天皇制の問題は大きな論点となっていた。

〔表1〕部落解放全国委員会の行動綱領の比較

日本共産党第4回大会で北原泰作が示した行動綱領	全国部落代表者大会で決定された行動綱領
官僚的融和団体の即時解体と全額国庫負担による部落民の生活向上のための経済的文化的施設の徹底の実施	1. 官僚的欺瞞的融和団体の即時解散 3. 部落厚生施設の徹底の実施とその事業施設の部落解放全国委員会による管理
食糧その他生活必需物資の人民管理による配給の公正と増加	
人種・民族・国籍による差別待遇反対、婦人の無権利状態の廃止	7. 一切の身分的差別の徹底的排除と人種・民族・国籍による差別待遇絶対反対 8. 婦人及び少年の人身売買・封建的雇傭制度並に奴隷的労働条件反対
軍国主義的国粋主義的教育文化の非難、一切の迷信偏見の打破、人民解放のための進歩的教育の普及	10. 軍国主義的・反動的教育文化の排撃、一切の封建的陋習及び迷信・偏見の打破、人民解放のための進歩的教育文化の支持普及
一切の人民抑圧法令及び刑法中の皇室に関する罪の完全なる撤廃	
大衆運動取締反対、言論、集会、出版、結社、信教、街頭示威の完全なる自由	
反民主主義団体の解散と戦争犯罪人の厳重処罰	9. 戦争犯罪人・人権蹂躪犯罪人の厳重処罰
一切の民主主義勢力の結集による人民解放戦線の結成	11. 民主戦線の即時結成、民主政権の樹立による部落民衆の完全なる解放
民主主義革命の完遂による被圧迫部落民の完全なる解放	
	2. 封建的土地制度の根本的改革による部落農民に対する適正規模耕地の保障
	4. 財閥に収奪されたる部落産業の奪還と中小商工業の保護による部落産業の全面的復興
	5. 戦災者及び貧困なる部落民に対する納税の減免
	6. 華族制度及び貴族院・枢密院その他一切の封建的特権制度の即時撤廃
	12. 民主主義諸国家の平和政策支持、国際正義及び人類愛精神の昂揚

出典：『赤旗』再刊第9号、『復刻部落解放人民大会速記録』（部落解放同盟京都府連合会、1982年）

座長を務めた松本治一郎は、挨拶のなかで「我々は、今日こそ一切の行き掛りを捨て、

大同団結し、民主主義革命を達成しなければなりません」と述べ、そこで松本が求める民主主義革命とは「封建的な旧勢力を根本的に一掃すること」であり、それは「人民大衆の上に不都合極まる優越感を以って君臨してゐる上層身分の者を、完全になくすること」であった。

また、部落解放全国委員会結成の報告をおこなった北原泰作は、「無数の差別事象を発せしめる」根拠は「軍閥的な封建的な財閥地主、官僚軍部が結託してゐる処の天皇制」であると述べ、天皇制の打倒なくして部落解放はないこと、部落問題の「真の解決」は「ブルジョア民主主義革命の徹底的遂行」にあり、「全民衆が真に今日の反動的な政権を倒して、人民政府を樹立することによって、天皇制を打倒し、人民政府を樹立すること」であると力説した。

大会には、各政党の代表が祝辞を述べたが、日本共産党の野坂参三は、被差別部落への偏見の基礎は天皇制であり、「こう云ふ不平等なものがあるから部落民に対する不平等なものが生まれてくる」のであって、「古い封建的制度をなくすること」が「民主主義革命の目標」であり、民主主義革命により「天皇制の撤廃」を実現することが、被差別部落民への「身分的な偏見をなくする根本政策」であると述べ、差別を撤廃するのは資本主義では不可能で、「社会主義になって始めて出来る」とまで断言した。<sup>11)</sup> 部落人民大会の状況を見る限り、日本共産党が推進する民主主義革命において、部落解放全国委員会は有力な一翼を占めていた。

しかし、その一方で、全国水平社以来の部落解放運動の指導者である松本治一郎の存在は大きかった。1947年4月、日本国憲法施行に向けて衆参両院議員選挙が実施され、選挙に臨み、部落解放全国委員会は、「部落解放全国委員会は政党ではないから何れの政党に属するも自由であるが部落解放の根本方針からいつて保守政党を排撃し、民主主義的政派を支持する」という方針の下、<sup>12)</sup> 部落解放全国委員会より松本治一郎ら参議院に16名、衆議院に8名、計24名が立候補した。そのうち、社会党からの立候補者は松本ら19名、共産党からの立候補者は1名で、選挙においては、社会党との結びつきが強かった。<sup>13)</sup> 松本は参議院議員選挙への立候補に際し、「部落民衆を解放する道わ日本の民主革命を徹底的に成しとげることにあります。云いかえると保守政権を打倒して民主政権を樹立しなければわれわれを含む凡ての人民わ解放されることが出来ません」との決意を語っている。<sup>14)</sup>

選挙の結果、全国の当選者は衆議院では、日本社会党143、日本自由党131、民主党124、国民協同党31、日本共産党4、参議院では日本社会党47、日本自由党39、民主党29、国民協同党10、日本共産党4という結果となり、社会党の片山哲を首相とする社会、民主、国民協同3党の連立内閣が成立する。部落解放全国委員会関係者では、松本が42万票近くを得て参議院全国区の4位で当選し、参議院副議長となったのをはじめ、参

議院福岡地方区で社会党の島田千壽が当選し、衆議院では田中松月ら5名が当選した。衆議院の当選者では、民主党から出馬した松井豊吉以外はすべて社会党の候補者であった。

松本は、地元の福岡県で19万票余を得たが、幅広く全国から票を獲得した。(表2)は、都道府県別の得票数と得票全体中の割合を示したものである。部落解放全国委員会の本部割当て金の多い府県は、府県組織が大きい府県と考えられ、得票も多い。一方、本部割当て金のない道府県は部落解放全国委員会の未組織地域と考えられるが、そうした道府県でも松本は票を獲得している。松本が獲得した票がすべて被差別部落のひとびとからのものであるわけではないが、松本の選挙を通して、部落解放全国委員会の運動が全国の被差別部落に浸透していったことがうかがえる。戦前は組織的な水平社運動もなく、部落解放全国委員会も未組織であった神奈川県においても、松本は3269票を獲得しているが、参議院議員選挙のたびに、県内の被差別部落には松本のポスターが持ち込まれ、支持が呼びかけられたという。<sup>15)</sup> 松本自身、この結果に対し、「私が参議院に議席を占めた以上に、広汎な全部落民衆をして自らの解放のため、その共同戦線を結成させたところに、さらに大きな意義があつた」と総括している。<sup>16)</sup>

松本は、社会党内では左派に属し、共産党に対しても友好的であった。周知のごとく、共産党は、自由党の第三次吉田茂内閣のとき、1951年10月の第5回全国協議会(五全協)で、綱領を改訂し、暴力革命を目指す武装闘争の路線を打ち出し、中核自衛隊や山村工作隊を組織するが、松本は、こうした共産党の武装闘争にも寛容であり、「共産党の中核自衛隊というものがあつて、暴力革命を準備し、その遂行演習として最近次々と血腥い事件が生じている、といわれているが、事実はどうか。現在、警察力が完全に吉田の手兵と化し、国民を護るべきはずの警察が、逆に国民を敵視し、吉田に反対したり、アメリカを批判したりする者には悪鬼のごとく襲いかかるという有様では、国民は自らの権利を護るために何らかの手段を持つということも当然ということになる。権力に対して、国民が常に弱い立場にいななければならないと説くことこそ不当である」と理解を示していた。<sup>17)</sup>

当時、共産党の暴力革命路線を支持していた京都大学人文社会科学研究所助教授井上清は、この共産党の綱領は「部落解放運動を飛躍的に前進させる主観的条件となつた」と評価していた。<sup>18)</sup> 部落解放全国委員会は、社会党の松本治一郎を委員長に戴きつつ、共産党の暴力革命路線にも寛容な姿勢を保ち、むしろ、その影響を強く受けていった。

しかし、共産党の武装闘争路線は国民の強い反発を受け、1952年10月の総選挙で共産党候補は全員が落選し、衆議院の議席は35から0となり、1953年4月の総選挙でも当選者は1名にとどまった。こうした結果を重く見た共産党は、1955年7月27日、第6回全国協議会(六全協)において、五全協で決まった武装闘争路線を極左冒険主義と批判、議会重視の党へと大きく舵を切った。

(表2) 都道府県別松本治一郎の得票数

都道府県	本部費月額 割当て(円)	得票数	得票全体中 の割合(%)	都道府県	本部費月額 割当て(円)	得票数	得票全体中 の割合(%)
北海道		887	0.21	滋賀	400	6,276	1.50
青森		231	0.06	京都	500	8,022	1.91
岩手		475	0.11	大阪	800	15,858	3.78
宮城		625	0.15	兵庫	400	14,312	3.41
秋田		139	0.03	奈良	600	11,363	2.71
山形		412	0.10	和歌山	300	8,374	2.00
福島		791	0.19	鳥取	100	4,516	1.01
茨城	200	2,174	0.51	島根	100	2,798	0.67
栃木	200	3,767	0.90	岡山	400	10,439	2.49
群馬	300	6,220	1.48	広島	400	8,725	2.08
埼玉	600	9,135	2.18	山口	300	6,534	1.51
千葉	100	1,864	0.44	徳島	300	7,235	1.72
東京	150	7,844	1.87	香川	200	3,849	0.91
神奈川		3,269	0.78	愛媛	400	6,005	1.43
新潟		1,806	0.43	高知	300	4,832	1.15
富山		514	0.12	福岡	900	193,105	46.03
石川		241	0.06	佐賀	100	7,201	1.72
福井	100	1,115	0.27	長崎		4,733	1.13
山梨	100	1,536	0.37	熊本	300	11,175	2.66
長野	400	7,575	1.80	大分	100	6,034	1.44
岐阜	150	1,669	0.40	宮崎		1,270	0.30
静岡	150	5,652	1.35	鹿児島		6,626	1.58
愛知	150	2,263	0.54	総計	11,100	415,494	100.00
三重	600	6,008	1.43				

出典：『解放新聞』第1号・第2号（1947年4月・5月）

一方、部落解放全国委員会は8月27日～28日に大阪で開かれた第10回大会で、同委員会は部落解放同盟へと改組、改称された。そのときの「当面の一般活動方針」のなかで、「われわれを貧困のドン底に追い込み、非人間的な差別のくびきにしばりつけてきた天皇制、独占資本、大地主は、いま、アメリカ帝国主義の日本にたいする植民地的支配の支柱となり、アメリカに従属した軍国主義政策を強行し、そのために、国民生活を破滅させ、あらゆる封建制の残りものを強めている」と述べ、「諸活動方針」の「子供の教育を守る活動方針」のなかで「教科書や社会科の改悪、「君が代」の強制などにみられるように、天皇崇拝、軍国主義思想をうえつけ、民主主義と平和思想をふみにじろうとしている」「反動的な文教政策」をきびしく批判した。<sup>19)</sup>

その後、部落解放同盟は、三池闘争、安保改定阻止闘争を経た1960年9月、第15回



大会において、綱領に「天皇制の廃止」「一切の貴族的特権の完全な廃止」を明記するに至る。政党ではなく、ましてや革命政党でもない大衆団体である部落解放同盟が「天皇制の廃止」を綱領に明記したのである。日本社会党も象徴天皇制を認めている当時、国会に議席を持つ主要政党のなかで「天皇制廃止」を掲げていたのは日本共産党のみである。この時点で、部落解放同盟は日本共産党と同様、まずは民主主義革命を目指す組織としての立場を鮮明にしたと言えよう。こうして、1960年において、日本共産党と部落解放同盟は、民主主義革命を推進するために連帯し、盟友としての関係を確立させたのである。しかし、共産党と部落解放同盟が連帯を構築していく過程で、皮肉にも、それを崩壊させる要因も進行していたのである。

## 2. 日本共産党と部落解放同盟 対立の萌芽

### (1) 政党支持の自由をめぐる対立

1958年7月に開催された日本共産党第7回党大会では、六全協の決定を受け、「平和革命」を前提に、暴力革命路線を明記した五全協で決まった1951年綱領の廃止を決定した。

しかし、書記長となった宮本顕治が中央委員会報告のなかで、「反動勢力が弾圧機関を武器として人民闘争の非流血的な前進を不可能にする措置に出た場合には、それにたいする闘争もさけることができないのは当然である。支配階級がその権力をやすやすと手ばなすものではけっしてないということは、歴史の教訓のしめすところである。われわれは反動勢力が日本人民の多数の意志にさからって、無益な流血的な弾圧の道にでないように、人民の力をつよめるべきであるが、同時に最後的には反革命勢力の出方によって決定される性質の問題であるということもつねに忘れるべきではない」と述べ、「平和的な手段による革命の可能性の問題をいわば無条件的な必然性として定式化する「平和革命必然論」は、今日の反動勢力の武力装置を過小評価して、反動勢力の出方がこの問題でしめる重要性について原則的な評価を怠っている一種の修正主義的なあやまりにおちいる」と断言しているように、共産党はけっして暴力革命路線を完全に否定し去ったわけではない。<sup>20)</sup> 平和革命か暴力革命かは「反革命勢力の出方」次第であるという立場を維持したわけであるが、以後、共産党は国民に対しては平和革命の党、議会主義の党という姿を訴え、選挙を重視していく。

そして、1961年7月の日本共産党第8回党大会で新綱領を決定し、当面の革命を「アメリカ帝国主義と日本の独占資本の支配」に反対する「あたらしい民主主義革命、人民の民主主義革命」と規定し、その達成をもって「労働者階級の歴史的使命である社会主義革命への道」が切り開かれるという戦略を示し、その「あたらしい民主主義革命」のために

は労働組合、農民組合など大衆的組織を確立し、「民主的党派、民主的な人びととの共同と団結」による「民族民主統一戦線」を結成し、それにより「党と労働者階級が指導する民主民族統一戦線勢力」で「国会で安定した過半数をしめることができるならば」、「革命の条件をさらに有利にすることができ」と展望、そうした政権の下で君主制を廃止して「人民共和国をつくり」、「国会を国の最高機関とする人民の民主主義国家体制を確立」し、「労働者階級の権力、すなわちプロレタリアート独裁の確立」を目指すことを明言した。そして、「党は、社会の諸方面にのこっている半封建的なものごとをなくすためにたたかう」「党は、未解放部落にたいする半封建的な身分差別が根づよくのこっている状態をなくすためにたたかう」と、部落解放への決意も明らかにした。<sup>21)</sup>

こうして、共産党が議会政策を重視するようになると、部落解放同盟内の共産党員の間に参加院全国区の選挙で、松本治一郎を支持することへの不満が高まっていく。1965年7月、共産党は第7回参議院議員選挙に臨み、「わが党は、創立いらい戦前、戦後をつうじて、部落解放運動の先頭にたつたたたかい、部落解放同盟の組織をつくり、その推進力となって運動を発展させてきました」という自負の下、「参議院選挙にたいしても、部落解放同盟が、これまで高くかかげてきた政党支持・教育活動の自由を保障する民主的原則をまもり、統一と団結をかためてたたかいぬく方針を早急にうち出し、共社両党を中心とした民主勢力の勝利のために、一致して奮闘するようわが党は、心からねがい、そのために奮闘しています」と述べ、部落解放同盟の推薦を松本治一郎ひとりに絞ることを、「運動と組織を反共主義のもとに部落セクトと融和主義のワクにとじこめ、家父長的な指導のもとに私物化しようとする」という批判を開始した。そして、部落解放同盟内の「右翼社会民主主義者の策動」の「粉碎」までも主張するに至った。<sup>22)</sup> これは、当時、社会党の衆議院議員であった部落解放同盟書記長の田中織之進への攻撃でもあり、共産党は参議院全国区で推薦を松本治一郎ひとりに絞ることに反対するだけではなく、部落解放同盟の主導権を共産党が握るために、社会党勢力への攻撃にも着手したことを意味していた。

参議院全国区の推薦を松本治一郎ひとりに絞るなという共産党の主張は、部落解放同盟には受け入れがたいものであった。なぜならば、部落解放運動の展開により松本の得票は増加傾向にあるが、当選順位は選挙の度に下降していたからである。それは次のような結果であった。

松本治一郎の参議院議員選挙における得票数・全国区順位

第1回選挙 1947年4月20日 415,494票 第4位<sup>23)</sup>

第3回選挙 1953年4月24日 368,571票 第7位<sup>24)</sup>

第5回選挙 1959年6月2日 426,586票 第22位<sup>25)</sup>

第7回選挙 1965年7月4日 548,002票 第27位<sup>26)</sup>

運動の象徴ともいえる松本の当選は部落解放同盟にとり不可欠であり、もし、共産党候補も推薦し、部落解放同盟の組織票が分散すれば、当選順位もさらに低くなり、それどころか当選も危うくなりかねない。部落解放同盟は全国区の推薦候補を松本以外にも認めることはできなかった。このことは、共産党と部落解放同盟の連帯にひびを生じさせていく。

## (2)「日本のこえ」の分裂をめぐる対立

これに拍車をかけたのが、共産党から「日本のこえ」派が分裂したことである。1964年5月15日、日本共産党の衆議院議員志賀義雄が党の決定に背いて部分的核実験停止条約に賛成した。これに対し、共産党中央委員会総会は志賀と志賀に同調した鈴木市蔵を除名するが、7月15日、志賀らは、ソ連共産党の支援の下で『日本のこえ』を創刊して対抗した。そして、9月、共産党中央委員会は志賀らに同調した中野重治、神山茂夫をも除名するに至る。その結果、12月2日、除名された志賀らは、日本共産党（日本のこえ）を結成したため、共産党の唯一の前衛党という自負は崩壊した。部落解放同盟には大阪府連合会などに「日本のこえ」派が一定の勢力をもっていたため、共産党は部落解放同盟に「日本のこえ」派の排除を要求していく。これに対し、書記長田中織之進は「わが部落解放同盟はもちろん共産党の下部組織ではなく、共産党に従属する団体ではありません。それゆえ、共産党が『日本のこえ』などにたいしどのような決定をしようと、わが同盟は関知しないことであって、共産党の方針や決定にしたがわなければならない義務はありません」と突っぱねた。<sup>27)</sup>

しかし、共産党の攻勢は続く。1965年10月に開催された部落解放同盟第20回大会において、共産党を支持する部落解放同盟員が参議院議員選挙に対し松本治一郎だけではなく春日正一ら共産党候補の推薦を求め、そのことをめぐって政党支持の自由に関する論争が展開されるが、部落解放同盟は、一般運動方針で共産党への批判を鮮明にし、共産党の主張は、部落解放同盟が「部落民の要求を特殊なものとして一般の貧困者や勤労階級の要求と区別することは、部落民的エゴイズムであり、敵の分裂政策に味方することだという」ものであるが、そのような主張は階級闘争至上主義だと反論した。すなわち、共産党は「部落解放運動は民主主義の運動であります」と主張しているが、現実には「この基本的性格から逸脱して、ややもすれば、階級闘争主義の偏向に陥ろう」としており、「部落の大衆生活に根をおろした日常の要求闘争を軽くみて、いたずらに当面の政治的課題を追う街頭闘争を重くみる誤り」「革命政党の戦略目標である「敵」の認識を大衆団体に機械的におしつける」誤りを犯し、さらに「部落の諸階層をそれぞれの要求闘争をつうじて同

盟の外に組織をつくろう」としているが、これは「敵は同じだから統一闘争でたたかう」というように形式的な共闘・統一闘争に単純化する傾向であると、きびしく批判した。さらに、7月に鳥取市で開催された部落解放同盟の第9回全国青年集会で、新日本婦人の会、民主青年同盟、各大学部落問題研究会、全日本自由労働組合など共産党系の諸団体で地域実行委員会を作り集会に大挙して参加し集会を混乱させた事例などについても批判した。<sup>28)</sup> 大会後も、部落解放同盟は「ここ数年来著しくめだつようになった政治的・階級闘争的にかたよった運動の誤りや、部落問題の歴史性、社会性にもとづく特質を見おとし、抽象的・観念的に民主主義一般の問題と同一視するまちがいをきびしく批判反省して、部落解放運動の正しい姿勢と方向を指し示す基本的な方針をうちだした」と、共産党批判の手を緩めなかった。<sup>29)</sup>

そして、部落解放同盟は、1966年1月には、「げんざい同盟内の共産党グループが、歴史的・社会的な条件によって規定される部落解放運動の独自性を否定し、抽象化して、一般的な民主主義運動や社会主義運動に解消する方向へ運動をおしやろうとする誤りをおかしているのも、過去の共産党の指導による偏向と系譜的につながっているのである」「現実には社会に差別が存在する限り共産党のなかにも社会意識として、封建的身分的な差別意識がのこっているのは、やむをえないことかもしれない。だが、そのような差別事件をきっかけとして、全党をあげてきびしい自己批判をおこない、部落問題にたいする党員の認識と理解をふかめる活動を組織することこそ、共産党員として政治的・階級的な意識を高めることではないか」と、共産党の部落問題への無理解、党員の差別意識を指摘するまでになった。<sup>30)</sup>

こうして共産党と部落解放同盟の対立が拡大するなかで、1966年11月22日、松本治一郎が死去する。これにより、朝田善之助が新たに部落解放同盟中央執行委員長に就任する。戦前から、私財を部落解放運動に投じてきた松本から、運動により蓄財してきた朝田<sup>31)</sup>への指導者転換は、一気に部落解放同盟内の社共両党の対立、そして人間対立を顕在化させた。

### (3) 同和対策審議会答申をめぐる対立

このような共産党と部落解放同盟の対立をより激化させ、決定的なものとしたのが、1965年8月に総理府に提出された同和対策審議会答申(同対審答申)に対する評価であった。同対審答申は、前文に、部落問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」で、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記したうえで、「時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動が見られよう

としている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである」と述べ、折からの高度経済成長のなかでの部落問題の解決を図るという趣旨であった。

同対審答申が、部落問題の解決を「国の責務」であり、「国民的課題」としたことは部落解放運動に大きな混乱を引き起こした。「国の責務」という認識は、部落解放運動にとり、国家に対しその差別構造を迫及する武器になると同時に、行政依存＝国家への依存におちいる危険性をともなうものであり、また、「国民的課題」という認識は、広範な国民各層との連帯を構築する武器となると同時に、「国民的課題」という把握のもとに、部落差別が果たしている国民を分断させるという階級的役割を見落とす危険性をともなうものである。また、「国の責務」と「国民的課題」とは、ともすれば相殺し合うことにもなり、特に、後者を強調すれば、逆に前者の問題を不鮮明にしかねない。<sup>32)</sup> 部落解放同盟にとり、同対審答申は諸刃の剣となっていく。

以後、この答申に基づき 1969 年に同和対策事業特別措置法、1982 年に地域改善対策特別措置法、1987 年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が公布され、2002 年に地対財特法が廃止されるまで、国と自治体による被差別部落の環境改善、中小企業への融資、奨学金の給与などの事業が実施されていく。

部落解放同盟は、松本治一郎が 8 月 11 日に「われわれの多年の要望がようやく実現し、部落解放の行政施策が総合的、計画的に国の政策として推進される契機となる同和対策審議会答申を重視する。……（中略）……この答申によって部落解放行政施策の実現が大きく前進することを期待したい」と同対審答申への期待を示したが、<sup>33)</sup> 第 20 回大会において、書記長の田中織之進書記長は「同対審答申の評価の問題は答申をよくお読みいただきたい。高度成長政策をすすめる中で解決するのではなく、そのひずみによってもっとも被害を受けているのが部落だということそれをあらためなければならぬとはっきりうたっている」と述べ、安易に高度経済成長により部落解放は実現すると判断するのではないと釘を刺していた。<sup>34)</sup>

これに対し、共産党は同対審答申にはきびしい評価を下した。答申は部落解放運動の一定の成果と認めつつも、実際は否定したのである。しかも、同対審答申への批判を部落解放同盟内の社会党勢力や「日本のこえ」派への批判と重ね合わせて展開した。すなわち、「この数年来、一部の修正主義者や右翼社会民主主義者たちは、同盟内で分裂的な策動をつづけてきました」「第一に、かれらは解放同盟に反共的な方針をおしつけてきました。しかも、かれらの方針は、自民党政府の融和政策に同調する融和主義的なものでした」と述べ、部落解放同盟内の社会党勢力や「日本のこえ」派が同対審答申により自民党政府にすり寄っているという論調を展開し、「今後の闘争方針については、自民党政府のお手もりのな同

和対策審議会答申案を政府に実施させることを運動の柱とし、部落大衆の要求を基盤とした自主的な闘争を軽視し、闘争を改良主義、融和主義のわく内にとどめようとしてきました」と批判、さらに「第二に、反党修正主義者や右翼社会民主主義者は、選挙その他の同盟の活動の面でも、露骨な反共的分裂活動をおこないました」「しかも、全国青年集会では反党修正主義者やトロツキストなどが暴力をふるい、集会を混乱させました」「解放同盟が全人民の大統一行動にすすんで参加し、その戦闘力を発揮することは、きわめて重要であります。とくに、現在、自民党、佐藤内閣が同和対策審議会の答申を利用して、解放同盟を人民の統一行動からひきはなし、融和主義、反共主義のわく内にとどめようとしているときだけに、この点はとりわけ大切でした」「答申の本質は、米日「二つの敵」が、解放運動を反共主義、融和主義のわく内にひき入れることにあります」「答申」にもられた「要求」を米日二つの敵の政策のなかで実現する「闘争」が、けっきょく政府がおこなっている融和政策のわく内でのたたかひにとどまることはあきらかです。それは、真に、部落の改善、改良を勝ちとる道でもなければ、完全解放を勝ちとる道でもありません」と言い切った。共産党にとり、部落解放同盟が同対審答申を根拠に、国と自治体に被差別部落の環境改善事業を求めていくこと自体が自由民主党政府の反共政策、融和政策に乗る行為として否定されたのである。<sup>35)</sup>ここに示されたのは、部落解放同盟が自らの主張に同意しないと、それを「反共」だとして批判する共産党の姿勢である。部落解放を民主主義革命の課題としつつ、共産党に同調しない組織を「反共」と決め付けて批判するということは大きな矛盾であった。

さらに、「答申」が、米日独占資本の支配体制のもとで、出されたものであることも、明白な事実です。したがって「答申」は、つぎのような重大な欠陥をもっています」として、「第一に、部落住民にたいする身分差別が、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された」とのべながら、今日なお差別が温存されている真の根源をごまかしていることです」「明治以後の日本の支配体制—戦前の天皇制、寄生地主制と独占資本、戦後のアメリカ帝国主義と、これに従属する日本独占資本の人民分裂支配によって、差別が温存され、支配体制に組み込まれて利用されているという、部落問題の本質をおおいかくしていることを示しているものです」「第二に、「答申」は、一九六〇年の新安保条約締結とともに、自民党政府が強行してきた「高度経済成長」政策を礼賛して、部落問題解決の道が、「社会開発」「経済開発」「人間尊重」など、自民党政府の対米従属の反民族的、反人民的政策に「正しく位置づけ、前進する日本の政治態勢の中で解決をはかること」にあるかのような幻想をふりまっています。具体的には、「二重構造」(註：先進国並みの近代的大企業と「後進国」並みの遅れた中小企業・零細経営の農家)の解消と独占資本本位の「近代化」によって、差別の問題が万事解決できるかのように、バラ色にえがきだしているのです」「答申」は

部落問題を部落対一般という形でとらえて、部落内外の人民を対立させ分裂させる方向で、「同和対策」をすすめるという点では自民党政府の見解と一致しており、自民党政府に奉仕している正体をみずからばくろしています」「答申」は、「同和」教育の中心的課題を「人権尊重の精神を貫くことである、「教育の中立」が守られるべき」で、「同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさけられなければならない」とのべています。これは、部落解放同盟の教育要求の闘争や教育労働者を主体とする「同和」教育運動を偏向であると否定して、部落の人びとと教育労働者などとの協力関係を切り離そうとするものです」とも述べた。<sup>36)</sup>

ここに、共産党は、現在、部落差別は封建遺制として存在しているのではなく、アメリカ帝国主義と日本独占資本の人民分裂支配の一環として存在していると明言した。部落解放は、民主主義革命の課題というより、事実上、アメリカ帝国主義と独占資本の支配を打倒する社会主義革命の課題となった。そうである以上、アメリカ帝国主義とそれに従属する独占資本を擁護する自民党政権の下で推進され、独占資本に大きな利益をもたらした高度経済成長のなかでの部落解放などあり得ず、それを期待する部落解放同盟は「反共」、反階級的、反人民的存在となる。

そして、共産党は、独占資本による差別の実態について、「日本経済の変化に応じて、部落住民の階級分化もすすみ、その生活にも一定の変化があらわれ、また、部落住民のたたかひの発展によって、ところによっては若干の生活改善をかちとっています。しかし、部落住民が歴史的に苦しめられてきた身分差別とそれにむすびついた貧困と無権利の状態は、今日もおお基本的にな変わっていません。若年労働力の不足が深刻化している今日でも、なお、部落出身の青年を採用しない資本家が多く」「部落住民の大多数をしめる労働者、貧農は、この身分差別を温存、利用しこれと他の差別や新しい搾取形態をたくみに組みあわせておこなわれている独占資本の支配、搾取、収奪を集中的にうけ、さらにひどい無権利と貧困のなかにつきおとされています」という論理を展開した。<sup>37)</sup>

こうして、同対審答申に対して、共産党は自民党政府の部落解放同盟懐柔策として否定し、部落解放同盟は運動の武器として活用していくこととなり、以後の同和対策事業をめぐっても両者は激しく対立していくこととなる。

共産党の批判は、差別による貧困、劣悪な生活環境、教育格差に苦しむ被差別部落のひとびとの生活の現実を軽視し、自民党政府がおこなう施策を単純に懐柔策として否定するという重大な誤りを犯していた。しかし、同時に同対審答申に基づく同和対策事業特別措置法によってなされた同和対策事業は被差別部落の環境と生活の改善には大きく貢献したものの、部落解放同盟の運動を大きく変容させてしまったことも事実である。

同和対策事業は地域住民の要求に基づいて実施するという原則から部落解放同盟の支部

が事業の窓口となり、それにより部落解放同盟に加盟しないと個人への施策は受けられない事態を生み、逆にそれを利用して部落解放同盟は組織を拡大できた。しかし、それにより同和対策事業のための組織拡大という事態を生み出し、民主主義運動という理念やモラルが希薄なまま部落解放同盟に加盟するひとびとも増加し、そのなかには同和対策事業により生じる利権を目的とした反社会的集団の運動への介入を許したり、運動の幹部が利権あさりに走るという結果をもたらした。また、個人施策には所得制限を設けなかったことで、一般的な福祉政策との不公平さも生み出した。さらには、同和教育の推進により部落解放同盟による学校教育への介入も顕著となり、そうした教育介入は大学にまで及んだ。

こうして、部落解放運動と同和行政の一体化が進み、運動対策としての同和行政、行政依存の運動という実態があらわになっていく。同対審答申をあたかも「錦の御旗」のように掲げ、自治体に要求を迫り、同意しないと差別行政だと糾弾し、差別の怒りとして暴力や恫喝による糾弾も起こされた。そして、こうした事実は、共産党の部落解放同盟批判の恰好の口実とされた。共産党と部落解放同盟の対立は激化の一途をひたすらたどっていった。

### 3. 日本共産党と部落解放同盟 対立の激化と深まる混迷

#### (1) 「朝田理論」の登場

松本治一郎に代わって部落解放同盟中央執行委員長となった朝田善之助の下で、いわゆる「朝田理論」という運動論がつくられていく。その内容は理論というような水準ではなく、朝田の経験上から提言された部落問題に対する個人的な考え方に過ぎないが、1960年代に、部落解放同盟により、それがあたかも部落問題を理解する基本認識であるかのように、次第に「テーゼ化」され、朝田を権威づけていった。

『解放新聞』に記載された記事などによれば、「朝田理論」とは「三つの命題」から構成され、それは以下の3点に要約される。

- ① 部落差別の本質 部落民が市民的権利の中でもとくに就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されておらず、主要な生産関係から排除されている。
- ② 部落差別の社会的存在意義 独占資本の超過利潤追求の手段として部落民を差別により主要な生産関係から除外し労働市場の底辺を支えさせ、経済的には労働者の低賃金、低生活のしずめ役をさせ政治的には部落民と労働者、勤労大衆を分断させている。
- ③ 社会意識としての差別観念 部落差別意識は社会意識として空気を吸うように一般大衆の意識に入りこんでいる。



この「三つの命題」を軸に、部落で生起する不利益なことは一切が差別であるとか、差別であるかどうかは被差別者にしかわからないということが主張され、部落解放同盟の主張に反対する意見を封じ込めていった。朝田自ら、「朝田理論」について以下のように語っている。

貧困と差別は、現象の二つの側面です。貧困はどこからくるか。それは市民的権利が保障されていないからである。市民的権利のうちで、もっとも重要な勤労の権利、教育の機会均等、居住の自由が保障されていないところからくる。ここに差別の本質があるとわれわれは考えるわけです。……（中略）……部落民は現在の資本主義社会において、労働者の底辺にある停滞的過剰人口として位置づけられている。景気が良かろうと悪かろうと、関係なしに下積みでされて動かない失業者になっている。そして炭坑とか土木事業といった筋肉労働に使われている。……（中略）……部落問題を解決する道は、部落民の市民的権利、勤労の権利を一般市民と同様に保障させるという要求を、強力に推進することにつきます。……（中略）……停滞的な失業者を部落民という形で、潜在的にかかえていることが、明治以来、日本が資本主義へ移行できる大きな支えとなっている。武士とは逆なマイナスがあり、しかもそれが低賃金の、低生活条件のテコとして、オモリとして使われてきた。そこにこそ、部落問題があるとわれわれはいうのです。だから、部落民の圧迫や収奪は、単なる部落民だけの問題でなしに、一般労働者自身の問題であるといえるわけです。

朝田は、被差別部落のひとつひとつが差別により就職の自由が奪われ潜在的な失業者の集団を構成していることが資本主義社会の労働者の低賃金を生み出していることを指摘し、部落解放は労働者階級の課題であることを指摘した。しかし、それだけに止まらず、「部落にも家をほしい人がいる。しかし家のほしい人は部落だけではない。しかしそれをみんないっしょにしてやりましょうでは、要求の軸がぼやけてきて、結局、実現しない。部落の問題は歴史的、社会的関係のなかから出てくるわけで、それをしっかり位置づけしないと要求は実現しない、というのが解放同盟の考え方です」「要求別、階層別という共産党の運動形態は、部落解放運動とは無縁であり、異質なものなんです」と共産党批判を付け加えた。<sup>38)</sup>

朝田は、部落差別が階級支配の一環をなしていることで、労働者にも部落解放運動への理解を求めたのだが、その一方で、「三つの命題」のなかで、部落差別を社会意識だとすることで、労働者の意識にも差別意識があることも指摘していた。当然、労働者階級の前

衛党である日本共産党の党员にも社会意識としての差別意識は存在することになり、「朝田理論」は共産党にも部落問題への理解が欠如しているという批判となっていた。

こうした、部落解放同盟の認識が明白に示されたのが、1969年3月に起きた矢田事件であった。これは、大阪市教職員組合東南支部役員選挙に立候補した教員（共産党员）の挨拶状、および推薦状の内容が差別だと部落解放同盟大阪府連矢田支部が糾弾したことに対し、教員側が差別ではないと反論、糾弾のなかで暴力的行為があったと告訴し、同支部幹部らが監禁容疑で起訴された事件で、大阪高裁は、この文書は差別文書だと認めたが、糾弾の方法は程度を超えたとして矢田支部員に監禁罪を適用した。

問題となったのは、挨拶状にあった「進学のことや、同和のことなどでどうしても遅くなることはあきらめなければならないのでしょうか」、推薦状にあった「ただよいことだからというだけの理由で、よいかどうか討議されず、下部討議されないまま一方的に押しつけられたりして、現状では混乱がおこります」という文言である。同和教育を押し付けとし、教員の負担だとする主張が、差別だとされたのであるが、この事件は、単に共産党员の教員と矢田支部との間の対立にとどまらず、共産党と部落解放同盟の全面対決へと発展した。

日本共産党中央委員会部落問題委員会委員長藤原隆三は、差別意識は社会意識ではないと断言し、「米日独占資本と日本人民という、今日の基本的な階級矛盾とふかく結びついた階級的イデオロギーの一つ」であり、差別意識は、たとえ勤労人民のなかに残っている場合があっても、それは、あくまで、米日支配層が、勤労人民の階級的自覚のおくれにつけこんで注入している、支配階級のイデオロギーの一つであり、部落住民以外の人民が、例外なく生まれながらにもっている「社会意識」ではけっしてありません」と述べ、階級的自覚をもった共産党员には差別意識はないという論理を展開した。<sup>39)</sup>

こうした共産党の反発に対し、1969年9月13日 井上清・杉浦明平・奈良本辰也・野間宏らは事件に関する「共同声明」を発表し、「驚くべきことには、この文書ではこれをただ「同和のこと」という奇妙な表現を用いて教員の労働条件を悪化させている原因として取上げているばかりである。そして教員の素朴な日常要求と部落問題とを対置させており、このことによって一般教員の同和教育に対する嫌悪感を助長させる差別文書となっている。歴史性と社会性とを欠如させたこの表現は部落民と労働者とを対立するものとして示すものであってきわめて悪質な内容をもつ」「私たちはこの糾弾闘争のなかで「社会意識としての差別観念が一般的常識的に存在する」という命題がたいへんな重みをもって私たちに迫ってくることを知った。部落解放運動との連帯は、自分自身の、あるいは社会生活の全領域における、見落としがちな差別性との戦いなしにはしえない」と述べると（『朝日新聞』大阪本社版、1969年9月14日）、共産党はこれを「反党分子」「脱落分子」「毛

沢東一派への追随分子」「ソ連のフルシチョフらに追随した修正主義分子」「トロツキスト暴力集団礼讃者」による「反党、反共」攻撃だと一蹴した。<sup>40)</sup> 野間、杉浦、井上は共産党から離反し、特に井上は全共闘運動を支持しており、奈良本も一貫して共産党に批判的であったため、共産党はこの声明に対し、反党分子の言動と強く反発したのである。

## (2) 「朝田理論」をめぐる対立の激化

矢田事件が紛糾する渦中にあった1969年9月7日、共産党は『赤旗』紙上で「朝田理論」に対する批判を全面的に展開している。そこでは、部落解放同盟の理論的支柱が「朝田理論」であるとして、「最近の朝田氏の言動は、部落排外主義と右翼改良主義の二つの偏向をあわせてもっていると同時に、部落解放同盟内部に巣くう一部反共分子の策謀と関連してきわめて有害な役割をはたし、部落解放運動の真に民主的な発展を妨げるものとなっている」と述べ、「朝田理論」は、「部落問題にたいする正しい階級的立場を欠いた、あやまった小ブルジョア理論」であると断定し、それに対し、「マルクス・レーニン主義の立場にたった部落解放運動の理論こそ、人民の立場から部落の問題を解明した科学的で唯一の階級的な理論である。このことは、わが国においても、日本の労働者階級の前衛党である日本共産党と自覚的民主勢力が、部落差別の本質、部落解放運動の目標と展望、差別意識の克服などにかんする科学的、進歩的理論をきずきあげ、米日支配層の部落差別についての反動的イデオロギーとたたかい、運動をすすめるうえで重要な成果をあげてきたという事実によって証明されている」と、共産党こそが部落解放運動を正しく指導するという自負を示した。その自負の背景には、「日本共産党は、戦前、戦後をつうじて、部落解放の問題を日本人民の解放闘争の重要な任務の一つとみなし、そのために不屈の努力を一貫して続けてきた、日本で唯一の政党である」という歴史的事実から乖離した独善的な歴史認識があり、それに対し、「朝田理論」は「反革命的徒党としての「日本のこえ」一派とのみにくい癒着という三つの反人民的行為を生みだす理論的基礎の役割をはたしている」ときびしく批判した。

共産党のこうした主張は、共産党による部落解放運動の指導（マルクス・レーニン主義）に大衆運動である部落解放運動の従属を求め、部落解放同盟内の「反共分子」（「日本のこえ」派）を攻撃するというきわめて党略的なものであるが、「ほんらい、部落差別の問題は、日本の歴史上徹底した民主主義革命がおこなわれず、そのためこの百年間、資本主義の発達にともなう階級闘争のなかで、かなりの変化をとめないながらも存続しつづけてきた半封建的な残りものにかんする問題である」とし、「部落住民の完全解放の確実な保障は、米日支配層の支配を打倒する反帝、反独占の民主主義革命の勝利によってもたらされる。したがって部落解放運動は、半封建的なこのりものとしての身分差別をなくすという

独自の要求と性格をもちながらも、同時に労働者階級を中心とする被抑圧人民の階級闘争の一環としてたたかわれてきたし、また、たたかわなければならないのである」という姿勢を示した。しかし、これでは、日本共産党の民主主義革命論への部落問題固有の課題（結婚差別、劣悪な環境、日常的な差別言動、教育格差等）を解消させかねず、「部落差別は半封建的残りもの」なので部落解放は「民主主義革命」の課題であるとしつつ「階級闘争の一環」でもあるとする、ブルジョア革命の課題なのかプロレタリア革命の課題なのかの曖昧さも残していた。

共産党が主張するのは、「部落住民にたいする差別意識は、日本における封建的生産関係を基礎として、支配階級の意識として形成されてきた階級的性格の意識、観念形態であって、部落住民以外の人民すべてに固有な、超階級的性格のものではけっしてない」ということであり、「支配階級の反動的なイデオロギーとしての差別思想」なのだから支配階級の差別には「徹底的な糾弾」をすることは当然だが、「こうした支配階級のイデオロギーの影響を受けた人びとをすべて「差別者」として、あたかも差別観念をつくりだし、これを人民におしつけてきた支配階級にたいするのと同様な敵対的な態度であつかうべきではない」として、話し合い、説得、思想的、教育的方法で「階級的自覚をたかめる」ことが重要で、「部落解放運動において、部落住民の市民的権利—日本人民の民主主義的権利—の完全な保障をかちとるたたかいは、きわめて重要である」としつつも、「今日の社会全体のもとで、部落住民の貧困からの解放は、市民的権利の保障だけで、解決されるものではない。そのためには、市民的権利の保障をかちとることと同時に、米日独占資本の搾取、収奪に反対する闘争が必要であり、ここに、部落解放運動とすべての搾取され、圧迫されている諸階級、諸階層人民の運動との共同闘争が部落解放運動自体にとってもきわめて重要であるという、基本的な根拠がある」と述べ、部落差別を「半封建的残りもの」と規定し、部落解放を民主主義革命の課題とするにもかかわらず、なぜ、「市民的権利」の保障だけでは部落解放にならないと主張するのかという疑問を残していた。<sup>41)</sup> 共産党は、部落解放について民主主義の課題なのか、社会主義の課題なのか、どちらとも解釈できる論理を一貫させていく。

その後も、1970年7月1日 日本共産党第11回党大会で書記長宮本顕治は中央委員会報告のなかで、部落解放同盟内の「日本のこえ」派が「朝田理論」を根拠に矢田事件などで共産党を攻撃してきたが、「わが党は、「社会意識としての差別観念が普遍的に存在し、部落住民以外のものはすべて差別者だとする部落排外主義、支配層の懐柔、「融和」政策に呼応する反共主義と右翼日和見主義にたいして徹底的な批判を加えました」と述べ、共産党が組織をあげて「朝田理論」と対決する姿勢を鮮明にした。<sup>42)</sup>

こうした共産党からの批判に対し、部落解放同盟も「社会意識は、ブルジョアの性質を

もっているにもかかわらず、それは階級的立場に立たねばならぬ労働者および勤労人民をも普遍的一般的にとらえている」と述べ、社会意識としての差別意識の実態について、「一般に部落民に対する感情には、矛盾した二つの側面がある。その一つの側面は、部落民が社会的に圧迫されていることに対する同情であり、もう一つは、部落民は疑惑と憎悪の対象であるということである。だれでも、部落民と同一視されることは、たえがたい屈辱であり、そのため、差別迫害されている部落民をほとんど当然のこととして忌避する結果となる。したがって、部落民に対するこのような疑惑と憎悪から、意識的に、あるいは無意識的に差別に加担するようになるのである。またこのことが、部落民に対する同情を自己のうちに、ほとんど完全に抑圧することを意味する。こうした自己抑圧は、いわゆる生得説的な人間の性格に根ざしているのではなく、現実のブルジョア社会の社会的条件によって決定されているのである。いいかえれば、差別が生まれるのは、人間関係からではなしに、所有関係、生産関係と生産過程を通じてうつしだされる、社会関係からである。労働者および一般勤労人民のもたされている部落民に対する疑惑と憎悪の差別観念は、現実の独占資本主義の社会基礎を支える大きな基盤となっている」と述べ、部落差別はブルジョア社会が生み出した差別意識によるものであるから、労働者にも存在すると全面的に反論した。<sup>43)</sup>

以後、共産党と部落解放同盟の「朝田理論」をめぐる論争は延々と続き、両者の対立は激化する一方となる。しかし、前述したように、「朝田理論」なるもの自体、朝田の経験から発した私見に過ぎず、確固たる実証をともなったものではない。「三つの命題」のうち、部落差別の社会的存在意義については、わたくしも特に異論はない。1975年に発覚した「部落地名総鑑」事件に顕著のように、独占資本は部落差別を必要としていることは明らかだからである。しかし、部落問題の本質、社会意識としての差別観念の2つについては、同意できない。

そもそも、部落差別の本質を主要な生産関係から排除されてきたことに求めることは妥当であろうか。部落差別の本質は階級的差別ではなく、「種姓」に基づく身分差別である。したがって、わたくしは、部落差別のもっとも象徴的な事象が婚姻忌避となる結婚差別であると認識している。なぜ、強固に被差別部落のひとつに対して婚姻が忌避され続けたのか。わたくしは、そこにきわめて近代的な論理、すなわち、人的資源の強化という国家課題を見出す。近代日本は、富国強兵の国策以来、一貫して国民資質の向上と人口の増殖を追求してきた。国力の基盤は人口にあるという認識が貫かれてきた。そうした国策のもと、被差別部落のひとつとは「特異」「劣等」な存在とみなされたのである。近世の封建的身分差別が、近代になり単なる封建遺制として残存したのではなく、近代国家の国力強化という国策のなかで新たな差別へと再編されたと考えるべきではないか。<sup>44)</sup> したがっ

て、現代の部落差別を象徴するものは結婚差別ではないだろうか。しかし、朝田は「結婚の問題というのは、われわれの社会運動の条件とは違うわけです。ところが、同対審の答申に、結婚の問題も市民的権利として並列的に並べてある。あれはちょっと困るんです。部落差別というのはね、基本的には部落民に市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない問題なのですが、加えて一般社交上における差別がある。結婚の問題はその社交上における差別の中に入るものです。ですから基本的な問題を解決しないとそれは解決しないということです」と述べているように、結婚差別を本質とは考えていない。<sup>45)</sup>

次に、共産党の批判がもっとも集中する社会意識としての差別観念については、その裏付けとなる実証性が欠如し、部落解放同盟への批判封殺の根拠となっていた。外部からなされる部落解放同盟への批判を社会意識としての差別意識の現われだとして逆に糺弾することを正当化することにより、部落解放同盟の幹部による同和利権の追求への批判を封殺し、公平性を欠いた同和事業を放任させた。さらに、部落差別がブルジョア社会の社会意識として空気を吸うようにすべての国民に存在するというのならば、逆に戦後日本のブルジョア民主主義の下で、法の下での平等が語られ、なによりも部落解放同盟の運動により部落解放の理念が普及されるなかで、国民はそうした人権認識をも空気を吸うように取り入れてきたのではないか。社会意識としてすべての国民は部落差別意識を持っているというのは、そうした部落解放同盟の運動の成果をも否定し、運動に協力してきた多くの国民の存在をも無視するものである。差別意識を克服する社会意識の存在を無視した朝田の論理は、部落解放同盟への批判を許さないという政治的発想から生まれたものである。

一方、共産党の批判には、階級意識を持った共産党員には差別意識はないという根拠のない「無謬性」、そして、大衆運動は共産党が指導するべきで、大衆運動からの党批判は許さないという傲慢な前衛党意識が顕著であり、さらに部落解放同盟とその支持者のなかの社会民主主義者や「日本のこえ」派や中国派、全共闘支持者への党派的敵対心も部落解放同盟への批判に拍車をかけていた。

しかし、それだけではなく、共産党に存在するルンペン・プロレタリアートへの差別意識も指摘しておかなければならない。1970年の第11回党大会の中央委員会報告で「科学的社会主義の理論は、勤労大衆が貧乏にならなければ革命的エネルギーは増大しないとして、大衆の窮乏化を期待する「窮乏革命論」ではないということです」と明言し、いわゆる窮民革命論を否定している。<sup>46)</sup> こうした認識の背景にはカール・マルクスとフリードリヒ・エンゲルスによる『共産党宣言』に、「ルンペン・プロレタリアート—旧社会の最下層からうみ出される無気力な腐敗物—は、プロレタリア革命により、ばあいによっては革命運動にさそいこまれることもあろう。だが彼らの生活状態からみれば、彼らはむしろよるこんで反動的陰謀のために買収されるであろう」<sup>47)</sup> というルンペン・プロレタリアー

トへの差別意識とそれに基づく警戒感があるのではないか。差別により正規雇用されない被差別部落の失業者・反失業者、労組もない零細な部落産業の労働者はルンペン・プロレタリアートとして反革命に走りかねないひとびとであり、共産党が正しく指導するべきであるという差別的、高圧的な姿勢が共産党にあったとわたくしは推測する。マルクス主義のいわゆる「ルンプロ敵視論」が共産党の部落解放同盟に対する激しい批判を助長したのではないか。

共産党がマルクス主義に忠実である限り、こうしたルンプロへの差別意識からは自由ではなかった。共産党にとり、被差別部落のルンペン・プロレタリアートの指導を敵対する「反党分子」「社民」勢力に委ねることはできなかった。共産党こそが、ルンペン・プロレタリアートを反革命に走らないように指導しなければならないという使命感からも、共産党の部落解放同盟内の「反党分子」「社民」への攻撃は激化していく。

こうして「同盟中央の一部右翼社会民主主義者は、「差別が温存されているのは、部落民は市民的権利を、行政的に不完全にしか保障されていない」からであるという「理論」をあみ出して、運動を行政の枠内だけにとじこめようとし、部落住民の差別に反対するたかいを民族民主統一戦線の一環としてすすめてきた。かれらは、一九六三年ごろから、フルシチョフに代表される現代修正主義の、日本共産党とわが国の民主運動にたいする大国主義的干渉とむすびついて、あやまった「米ソ平和共存」や「構造改革」論を理論的支柱としながら、地方自治体の反動勢力と癒着して、同盟内に反共セクト主義、融和主義の方針をもちこもうと策動しました」「部落解放運動にたいする右からの策謀ともに、一九六六年以後、中国の毛沢東一派の極左日和見主義、大国主義に盲従する反党分子、対外盲従分子の策動が、解放同盟に持ち込まれようとなりました。同盟中央の「日本のこえ」一派らは反共攻撃のために、すすんで、この「左」の分裂左主義者と手をむすび、トロツキストまで動員するなど、同盟組織や民主団体にたいする反共分裂攻撃をつよめてきました」「(社会民主主義者は) 部落問題を現代日本の資本主義の矛盾として、全面的にとらえようとせず、封建遺制の面だけを強調して、特殊化、セクト化して、差別の根源をごまかし、行政措置の問題だけにわい小化する、小ブルジョア的改良主義の性格に依拠して、くみたてられているところに特徴があります」と、右翼社会民主主義(社会党)やソ連追従の現代修正主義(「日本のこえ」派)、さらには「トロツキスト」(「新左翼」)、「毛沢東一派の極左日和見主義」(文化大革命を絶賛する日本共産党左派など)に対する党派的攻撃が続く。<sup>48)</sup> 共産党にとり部落解放同盟は反党・反革命組織と位置づけられていった。

### (3) 狭山事件をめぐる対立

共産党が敵視したのは、部落解放同盟内の「日本のこえ」派や社会民主主義勢力だけではない。1970年代に部落解放同盟への影響力が顕著になった「新左翼」の存在も共産党を刺激した。当時、共産党は暴力革命を呼号する「新左翼」諸党派を「トロツキスト」と呼び、敵視していたが、1970年に入り、部落解放同盟が重要な闘争課題とした狭山差別裁判糾弾闘争に「新左翼」の多くの党派が参加してきたのである。

1963年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生が誘拐され殺害され（狭山事件）、5月23日、狭山市内の被差別部落の青年石川一雄が別件で逮捕された。警察は、差別と貧困により小学校の教育も十分には受けられなかった石川の無知に付け込み、自白を誘導、1964年3月11日、浦和地裁は石川に死刑判決を下した。しかし、9月10日、東京高裁の第1回公判で、石川は無実を主張した。当初、石川の弁護は自由法曹団の中田直人らが担当したが、これは石川が被差別部落出身であったがゆえに引き起こされた冤罪であることは明らかであった。

部落解放同盟も、1965年10月の第20回大会で狭山事件の公正裁判を要求する決議をおこない、「この事件はいわゆる事件発生当時より権力側の部落に対する差別と、偏見にみちた立場から集中的に部落に攻撃をかけ、特にその中で石川青年を逮捕で拘そくし、精神的なごう問と、デッチあげた偽証抛と、マスコミを動員して世論をわきたたせ、あたかも部落の青年であるが故に犯罪をおかしたかのような印象を社会に与へ、部落差別を助長し流布させた中でつくりあげられたのであります」「自由法曹団の中田弁護人ら四人の弁護団も無報酬のもとで身銭を切りながら、差別を打破し、偏見を粉碎し、基本的人権を守り、真実を迫及するために闘われています」との見解を示した。<sup>49)</sup>

しかし、その後も部落解放同盟の取り組みは進展せず、1967年11月には国民救援会に石川一雄さんを守る会が結成される。このように、当初は自由法曹団、国民救援会など共産党と近い関係にある組織が石川を支援していた。

1969年3月、部落解放同盟第24回大会で公正裁判と石川釈放を求める決議がなされるが、その年の11月、日本革命的共産主義者同盟全国委員会（革共同中核派）が結成した全国部落青年戦闘同志会の青年たちが浦和地裁を占拠し、石川の実力奪還を主張するという事件が起きた。この事件に衝撃を受けた部落解放同盟は、翌1970年の3月に開いた第25回大会で狭山差別裁判糾弾闘争の方針を決定し、弁護団に部落解放同盟が推した山上益郎らも参加した。

以後、革共同中核派、社会主義青年同盟解放派、共産主義者同盟戦旗派など「新左翼」諸党派が狭山闘争に参戦していく。特に革共同中核派は、被差別部落の青年を組織した全国部落青年戦闘同志会のほかに、「市民団体」として「狭山差別裁判を徹底糾弾し、石川



一雄氏の戦いを支援する全国連絡会」、学生団体として全国部落解放研究会連合を結成し、狭山闘争を三里塚闘争と並ぶ組織をあげた二大闘争に位置づけた。部落解放同盟が狭山闘争に積極的に取り組む契機となったのが浦和地裁占拠事件であったこともあり、部落解放同盟は暴力革命を呼号し、革命的暴力の名の下に殺人も正当化する革共同中核派などに寛容な姿勢を維持した。共産党は「新左翼」を「トロキスト」としてきびしく批判しており、こうした部落解放同盟の動向に対し、共産党系の石川一雄の支援者、支援団体は強く反発し、結果、石川一雄の支援は、あくまでも冤罪事件として法廷闘争を重視する日本共産党・自由法曹団・国民救援会路線と、差別裁判と位置づけ部落解放運動の一環として糾弾するという部落解放同盟、「新左翼」諸党派の路線が対立していく。そして、1974年10月31日、東京高裁は石川に無期懲役判決を下し、弁護団は上告するが、その過程で、1975年2月、中田直人ら自由法曹団の弁護士が弁護団から排除され、石川の支援は部落解放同盟が主張する狭山差別裁判糾弾という路線に一本化された（その後、1977年に最高裁で石川の無期懲役が確定、1994年12月に石川は仮釈放され、現在、第三次再審請求がなされている）。

こうした狭山闘争の渦中の1974年11月、兵庫県で八鹿高校事件が勃発する。県立八鹿高校での教育が差別教育だとして部落解放同盟の支部員らが教員たちを体育館に監禁して糾弾したという事件で、共産党の影響下にあった教職員組合が、これを刑事事件として告発したのである。裁判は最高裁まで続き、最終的に部落解放同盟の支部員らの執行猶予付きの有罪判決が確定した。矢田事件とともに八鹿高校事件で、共産党は、部落解放同盟の暴力的糾弾を犯罪として告発し、部落解放同盟に対する「解同（朝田派）」「暴力集団」という批判を強め、部落解放同盟はこれを共産党の「差別キャンペーン」だとして、共産党を「差別者集団」と批判していく。「暴力集団」「差別者集団」という毒々しい言葉が飛び交い、不毛な議論が展開された。

こうしたなか、1970年6月に部落解放同盟内の共産党支持者たちが結成していた部落解放同盟正常化全国連絡会（正常化連）は、1976年6月に全国部落解放運動連合会（全解連）に改組され、ここに部落解放同盟と対立する新たな部落解放運動団体が誕生した。正常化連、全解連の議長を務めた岡映は、「共産党との関係というのは、戦前から水平社創立くらい非常に深い親密のものでした。それは、なんといっても共産党が天皇制反対、平和と民主的自由、民族的、政治的、社会的ないっさいの差別撤廃をかかげ、いかなる弾圧にも屈せずたたかってきたし、その点でもっとも信頼できる党であることを、肌を通じて理解できたということだと思います。共産党こそ、もっとも勇敢な差別撤廃論者でした。この党において差別撤廃の運動はありえません」「反共」では部落の解放はできません」「共産党がめざす労働者階級の解放、人間解放ということ、私たちのめざす差別撤廃のたたかいとは一致することを、私は確信をもっていえるんじゃないかと思います」と、事実上、

共産党への一党支持の立場を隠すことなく鮮明に打ち出した。<sup>50)</sup>

そして、1975年1月、共産党は、八鹿高校事件を口実に狭山事件との取り組みから撤退し、石川一雄の冤罪を否定するに至っていた。八鹿高校事件のような「新しい型の暴力から国民の生命と人権を守る課題が、民主的な救援運動の重要な分野の一つとなるべき」であるという前提に立ち、狭山事件に関して「「解同」朝田派は、この事件を頭から「差別裁判」と規定したうえ、これを反共キャンペーンの材料とし、わが党にたいして、共産党は「差別裁判でない」と主張、えん罪事件にわい小化した」などのひぼうをおこなっている。これは、「差別裁判」というかれらの独断的な規定をうけ入れないものは、「差別者」だとする立場からの問答無用の議論である。また、わが党中央は狭山事件について、無実の「えん罪」であると規定したことはなく、この点からいっても、まったく見当ちがいはなはだしい中傷である」「政党—とくに日本共産党のような綱領、目的をもつ政党が、党として、刑事事件の被告やその関係者の訴えがいろいろあることを決定的理由として、えん罪事件だという確固としたみずからの主体的確信なしに、その救援を軽々に政治運動化し大衆運動化することは、いちじるしく無責任のそしりをまぬがれない」と主張した。<sup>51)</sup>

石川の無実まで否定する共産党の暴言とも言える主張は、それまで石川の救援活動をおこなってきた共産党系の活動家にも衝撃を与えた。わたくしは、共産党がこうした主張を公表した直後、正常化連の全国規模の集会に参加していたが、会場では全国各地の活動家から次々と共産党の主張への怒りの声が上げられたのを記憶している。

しかし、石川の最高裁への上告が棄却され、無期懲役が確定すると、全解連までもが「狭山事件は、「解同」のいうような「差別裁判」ではなく、また、部落解放運動に加えられた弾圧事件でもない」「石川被告を有罪とする証拠に多くの疑惑がみられる反面、かれの無実を客観的にうらずける証拠はありません」と断言し、石川が被差別部落出身だからという理由で「これをえん罪事件として取り上げるのは、部落解放運動に真に責任をもつ組織のやるべきことではない」と明言した。ここに、共産党、全解連は、石川の無実まで否定した。<sup>52)</sup> 党と対立する部落解放同盟の支援を受ける者には人権など認めないという共産党の狭隘な党利党略が、このような事態を招いたのである。

#### 4. 日本共産党と部落解放同盟 民主主義革命の課題としての部落解放の放棄

##### (1) 「国民的融合論」の登場による混乱

共産党の同対審答申への批判を通した部落解放同盟への批判の激化に対し、全面的に反論したのが部落解放同盟中央執行委員であった北原泰作である。前述したように、北原は、敗戦直後に共産党に入党し、共産党の下で部落解放全国委員会の結成に尽力したが、1947年4月の総選挙には社会党から出馬し落選しており、すでにこの段階で共産党を離

党していた。北原は、部落解放同盟を代表する形で同和対策審議会委員となり、同対策答申の作成にも尽力した。

1967年5月、北原は、部落解放同盟が主催した第1回部落解放研究全国集会で「試論」と断ったうえで「部落問題の現状と解放運動の課題」と題する基調報告をおこなった。そこで、まず、北原は、「家」や「村落」による伝統や慣習の束縛、独占大企業と零細経営農家・中小零細企業という経済の二重構造、地主・小作関係、中小零細企業の雇主と使用人間の封建的家族主義、労資関係の家族主義・温情主義、終身雇用制と年功序列主義など、「多分に前近代的な経済要素や社会関係が日本の社会には残存し」「このような経済社会構造こそ、部落差別を温存し、部落問題を深刻な形で残している基礎なのであります」と日本資本主義の前近代性が部落差別の基盤であると指摘した。そして、「部落差別は「生まれによる」差別なので、いかに技能や智能がすぐれていても「部落」の出身であるという理由によって差別扱いされ、就職の機会均等や婚姻の自由が完全平等に保障されず、基本的人権を侵害されるわけであります。このことが部落問題の根本的要素なのであります」と就職の機会均等や婚姻の自由が保障されないことが部落問題の「根本要素」の一つであると提起し、明治維新以降の資本主義に「資本主義以前の経済制度や形態が残り、それが資本主義と結びついて発展した」ため、「土台のなかに資本主義以前の要素が残っている。それゆえ、そのような土台の性格に規定されて上部構造のなかにも前近代的なものが残るわけであります」「支配階級が搾取と支配を容易にするため、前時代の遺物を道具として利用し、それをとり除こうとせず残しておこうと努めるという関係もあります。部落差別が残存したのは以上のような理由によるものと考えられます」と述べ、そのうえで、戦後の「民主化」と「近代化」、「昭和三十年前後からはじまったいわゆる経済の高度成長」による「形の上での民主化と近代化が急速にすすみつつある現在の社会状況は、部落民の要求実現にとって、われわれのたたかいいかんによってはきわめて有利であります」「日本の社会が民主化され近代化がすすめば、それに応じて部落差別のような旧時代の遺物はしだいに取り除かれる方向へと、国民の意識が成長し、差別をゆるさない人間が多くなるからであります」と、「徹底した民主主義的変革」による資本主義内での部落解放を展望した。

そして、答申に基づいて実施される同和対策事業について「観念的に独占の欺瞞的な融和政策だといって拒否したり排撃したりするのではなく、より積極的に、徹底的な部落解放の行政として実施せよと要求してたたかっているのが、すなわち「部落解放要求貫徹国民運動」であります」と、答申の意義について語った。そして、そうでありながら「一部の人びとは民主主義と社会主義を混同し、部落解放運動を社会主義の階級闘争に転化させようとたくらみ、執拗な画策を試みており」、「民主主義運動と社会主義の階級闘争とを混同するまちがいを犯す傾向があること、そのために同盟の組織内で対立や分裂をひきお

こす危険が生まれてくること「部分的な階層に限られた少数の階級闘争主義的な運動に転化させる危険な傾向が強まること」が起きていると、あえて名指しこそしないが共産党をきびしく批判した。<sup>53)</sup>

北原は、「家」や「村落」に残る伝統や慣習、中小零細企業の封建的家族主義による雇用関係などの日本社会の前近代性が部落差別の基盤であると指摘するものの、前近代性を象徴するような天皇制には一切、言及していない。北原は、民主化、近代化が進み、高度経済成長と同和対策事業により部落差別は解消するという論理を展開し、現在、部落差別は解消に向かっているという認識を示した。それはまさに、同和対策審議会答申に則った部落解放論であり、それまでの部落解放同盟の主張の全否定ともなるものであった。

なぜ、北原は、このような主張をするに至ったのか。手嶋一雄は、その理由として、保守的なひとびとも協調しなければならなかった同和対策審議会や北原の地元である岐阜県における保守的な岐阜県民主同和促進協議会での経験、ソ連訪問の際の社会主義国における民族差別、人種差別の存在を知った衝撃をあげているが、<sup>54)</sup> わたくしは、そのなかでも特に同和対策審議会委員の経験が大きかったと考える。なぜならば、北原は同和対策審議会委員であるがゆえに、1964年11月、赤坂御苑の園遊会に招かれ、出席しているからである。北原は、その場で常陸宮正仁に「皇族と部落民の身分は対極的だ」と話し、常陸宮は絶句して逃れるように立ち去ったと弁明し、園遊会への出席を正当化しているが、<sup>55)</sup> この事実は、北原自身が天皇制の権威への屈服、すなわち、天皇に招かれ、皇族と会話を肯定的に受容したことを意味している。このような北原が、天皇制の廃止を掲げる部落解放同盟の路線を遵守することはもはや不可能であった。北原の「試論」は、北原にとり二度目の転向声明となった。

こうした北原の「試論」に対し、共産党は「社会民主主義者の運動論」として激しく批判した。すなわち、北原の論は「基本的には、部落問題を現代日本の資本主義の矛盾として、全面的にとらえようとせず、封建遺制の面だけを強調して、特殊化、セクト化して、差別の根源をごまかし、行政措置の問題だけにわい小化する、小ブルジョア的改良主義の性格に依拠して、くみたてられているところに特徴があります」「社会民主主義者たちの理論に共通した弱点は、部落住民にたいする身分差別を、だれがなんのために温存、利用しているのかという点を、全面的に科学的にとらえようとしていないことです。すなわち、身分差別を今日の資本主義の矛盾ときりはなし、たんなる封建遺制の面だけからとらえて、部落住民の「市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない」ためだと、部落差別の根源をあいまいにして、行政上の問題だけにわい小化しています。ここから「行政」闘争を部落解放運動の最高の闘争形態であると過大評価して、改良、改善だけの積みかさねだけで部落が解放されるかのような運動論をつくりあげているのです」「社会民主主義者

の理論のもう一つの弱点は、部落問題を資本主義体制とむすびつけて究明し、独占資本を批判しながら、他方では、部落の存在が「日本の近代化」をはばんでいるとして、独占体制維持の「経済の高度成長」による「民主化」「近代化の方向」を賛美し、結果として独占資本を擁護するなど、きわめて矛盾した理論を展開しています」というもので、<sup>56)</sup> 高度経済成長により独占資本主義の下でも部落解放は達成されるという北原の主張を全面的に否定した。

さらに、北原の「試論」は、部落解放同盟内でも反発を受けた。1967年9月30日に開かれた部落解放同盟の部落解放理論委員会の場合でも、北原の論について「何より現実の部落、部落大衆の生活を見れば、差別がなくなって行くというような問題の出し方は、あやまっているのではないかと、その「近代化論」に討議が集中したという。<sup>57)</sup> 北原は共産党と激しく対立する一方で、部落解放同盟内でも批判され、孤立していく。

しかし、1970年、こうした状況に大きな変化が生じる。共産党は7月の第11回党大会で、「民主連合政府」構想を提唱し、社会党との連立政権、さらには公明党までを対象とした連立政権を模索するに至ったからである。共産党は「革命」路線を棚上げし、現実的な「革新」路線に大きく舵を切った。

ただし、その一方で、第11回党大会で民主連合政府の樹立を目指す中央委員会報告をおこなった書記長宮本顕治は「われわれは、日本における革命においても、民主連合政府が権力をとった場合に、これを不法な暴力で転覆しようとするものにたいする政府としての反撃の権利を、敵の出方論の典型的なものとして説明しています」と述べ、いかなる暴力の行使も否定する「絶対平和主義」は「夢想主義」であり、「国民がえらんだ合法的な政府が、一部の無法な暴力に無抵抗で降伏することを要求する非現実的主張」であると退けた。<sup>58)</sup> 共産党は、暴力革命の可能性を内に秘めたまま、民主連合政府構想を進めて行くという国民を欺くような戦術を採用した。こうした欺瞞的な戦術の一環として、共産党は、国民には社会主義革命の党ではなく、資本主義の下での改革を目指す民主主義の党としての印象を植え付けねばならず、アメリカ帝国主義と日本の独占資本に反対し、天皇制廃止を掲げ、最終的には社会主義革命に転化する民主主義革命の課題として部落解放を目指すというそれまでの道を捨て、アメリカ帝国主義と日本の独占資本の支配、象徴天皇制の下での部落解放という新たな道を模索せざるを得なくなる。

そのとき、共産党が目をつけたのが部落解放同盟とも対立を深めていた北原の存在であった。1975年、共産党は北原の試論「部落問題の現状と解放運動の課題」を基本に独占資本主義の下での部落解放を可能とする「国民的融合論」(国民融合論)を唱えるに至る。まさに、「敵の敵は味方」という戦術がとられたことになる。

1975年3月26日、共産党の機関紙『赤旗』に「「解同」朝田派への決算—全面崩壊する「朝

田理論」と題する論文が掲載され、これは『前衛』第383号（1975年5月）にも再録された。このなかで、共産党は「戦後、絶対主義的天皇制の変質や、平等権など基本的人権を保障した新憲法の制定、土地改革、部落住民をふくむ民主勢力のたたかひの発展などのもとで、部落差別克服の事業は大きく前進しているとはいえ、まだ部落差別が根絶されたとはいうことができない。わが党はひきつづき、部落差別撤廃を日本の民主主義的運動の重要な課題の一つとして重視している」「部落差別は同じ日本人のなかでの封建的身分制の遺物であるから、混住、融合がすすむことがのぞましい進歩的現象」と主張した。<sup>59)</sup> ここには、部落差別を封建遺制とみなし、戦後の民主化により被差別部落内外の「融合」が進み、「差別克服」が大きく前進しているという現状認識の下で、象徴天皇制の成立もまた民主化の一環として「差別克服」の根拠と評価していた。

さらに、5月26日・27日には『赤旗』に日本共産党の名で「部落解放のいくつかの問題―差別主義に反対して、国民融合へ」という論文を掲載し、部落差別は「封建的身分差別の残り物」であり「悪習」「悪弊」、環境の悪さである、部落解放とは「旧身分による閉鎖的な障壁を打破して自由な市民的交わりと結合、融和をとげることである」、「戦後史は差別解消の方向にすすんできた」と主張し、差別解消の要因として、農地改革、天皇主権の廃止、法の下での平等、生活環境の「水平化」、就職差別の減少、混住の進行などをあげ、民主的連合政府により「古くさい身分差別の残り物」を一掃すると断言した。<sup>60)</sup>

こうして、共産党は党の部落問題認識を大きく変容させたうえで、7月～10月に、党中央委員会幹部会委員で理論委員会の責任者である榊利夫と北原泰作の対談「部落解放への道―国民的融合の理論」を『前衛』に連載し、12月に新日本出版社から単行本として出版した。「国民的融合論」（国民融合論）の登場である。

この対談のなかで、榊も北原も戦前の「絶対主義的天皇制」への批判を何度も語り、榊は「差別の元凶であった絶対主義的天皇制」と明言している。しかし、象徴天皇制については一切、言及していない。司会者（『前衛』編集長佐々木一司）が、「天皇制権力の二面政策」として、戦後の部落解放運動への弾圧と懐柔について問うたときも、北原は戦前の事例ばかりをあげ、戦後については部落解放同盟批判に終始し、司会者の質問に答えることを回避した。さらに、榊は戦後の変化として「身分制度のもっとも深い根である封建的土地制度が基本的に解体された。絶対主義的天皇制がブルジョア君主制の一種に変わった。皇族制は残ったが、華族制は撤廃された」と語り、こうしたことを根拠にして戦後、部落差別が解消に向かっていることを強調した。しかし、榊は華族制が撤廃されたことを部落差別の解消の根拠にするものの、皇族制が残ったことにはあえて問題視しなかった。「絶対主義的天皇制」は部落差別の元凶であるが、象徴天皇制は部落差別とは関係がないという認識である。

また、北原は、対談の冒頭で「部落民は、働きによらず、生まれによって評価され、格づけされる身分差別に苦しめられてきた」と述べ、部落差別が「生まれ」による差別であることを強調し、榊も「そうですね」と同意している。部落差別は「種姓」による差別であることを認めながら、「種姓」により「貴種」とされる天皇と皇族の存在は戦後も維持されていることを議論の対象からあえて外した。こうして、ふたりは恣意的に、「絶対主義的天皇制」が解体した戦後は部落差別も解消に向かっているという結論を導き出したのである。<sup>61)</sup>

しかし、この対談で、共産党の理論面での責任者である榊が、部落差別の元凶を「絶対主義的天皇制」と断定したことは重要であった。以後、堰を切ったように、共産党の周辺で「天皇制と部落問題」が議論されていく。ちょうど日本史学界では、近代天皇制国家論が大きな関心を集めていたときでもあり、こうした学界の状況も反映して、共産党の立場に立ち部落解放同盟と対立していた部落問題研究所は、10月に開催する部落問題研究者全国集会の歴史Ⅱ分科会で、1977年から1980年まで継続して天皇制と部落問題に関する報告を立てていた。その主なものは以下のとおりである。

1977年 岩井忠熊「天皇制と部落問題」

1978年 山崎隆三「天皇制と部落問題」

1979年 井口和起「近代天皇制論について」 鈴木良「天皇制と部落問題」

1980年 鈴木正幸「近代天皇制の支配原理に関する一試論—部落差別と関連して」

しかし、こうした報告の多くは、「国民的融合論」を正当化するために急遽、なされたもので、明らかに準備不足の感は否めず、実証性を欠くか、調査したある地域の事例を安易に普遍化するなど、拙速な議論の域を出るものではなかった。そうでありながら、党の方針の下、こうした議論のなかから、学問的とは言えない政治的な議論により鈴木良が提起した天皇制国家の基盤となる地主制の地域支配のなかに封建的身分差別である部落差別が残存したという理解が「定説」のように扱われ、「国民的融合論」の根拠とされていた。<sup>62)</sup> それだけではなく、「国民的融合論」に適合させるために、それまでの水平社運動史、融和運動史も改竄されていった。<sup>63)</sup>

こうして、近代天皇制国家を地主階級と独占資本のブルジョアジーとのブロックを基盤とする絶対主義国家（絶対主義的天皇制）と規定するコミンテルンの「三二年テーゼ」と「講座派」の理論を継承して、部落差別を地主制支配の一環に位置付けることで、戦後の民主化により地主制が解体したので、部落差別を支える社会的基盤が消え、部落差別は解消に向かっているという論理が成立していく。あえて、地主制のみを論じ、絶対主義国

家のもうひとつの基盤であった独占資本の問題は不問にされた。戦後においても独占資本の支配は存続しているため、独占資本による部落差別の実態について言及すると、戦後において部落差別は解消過程にあるという「国民的融合論」と矛盾を生み出すからであった。

1975年11月には、全国の被差別部落の地名を列挙した「部落地名総鑑」が大企業に買われていたことが発覚し、独占資本による差別が顕在化したにもかかわらず、全国部落問題研究者集会で「天皇制と部落問題」について報告した論者たちは、こうした厳然たる事実を無視して、ひたすら部落差別の残存の根拠としての地主制という理解の是非のみを論じていた。「国民的融合論」の登場により、日本共産党の民主主義革命の課題としての部落解放という主張は雲散霧消した。

さらに、「国民的融合論」は、部落差別以外の差別に苦しむひとびとと部落解放運動が連帯する道をも閉ざしてしまった。部落問題研究所理事長の藤谷俊雄は、部落解放同盟が反差別としてさまざまな被差別者と対話し、連帯することに対し、「すでに解消過程にある部落差別と他の性差別、民族差別、障害者差別など次元の異なる問題を「反差別」というひとつの運動組織として自らの運動の孤立化をつくらせようとするのは、他の運動の独自性を無視した自己中心主義的な運動といわざるをえない」とまで断言している。<sup>64</sup> 藤谷は歴史学者であるにもかかわらず、近現代日本社会の差別構造の一環として部落差別をとらえることを否定し、性差別や民族差別、障害者差別が横行する社会にあっても部落差別だけは独自に解消すると論じている。部落差別はほかの差別と「次元の異なる問題」だとする認識は、日清戦争後、日本が「文明国」「一等国」という帝国の道を突き進むなかで、北海道旧土人保護法、精神病患者監護法、娼妓取締規則、法律「癩予防二関スル件」などが整備され、帝国の発展の妨げになるとされたひとびとへの差別が制度化されると並行して、被差別部落への改善事業が開始され、その際、帝国の発展に付いていけない「劣等な人種」を意味する「特種部落」「特殊部落」という差別的呼称が流布されていった事実を無視したものである。あるいは、戦後の民主化が推進されるなかでも、零細な被差別部落の小作農は農地改革の対象から排除され、「公共の福祉」のためとして、精神病患者監護法や癩予防法（法律「癩予防二関スル件」の改正法）は維持され、優生保護法も公布され、その一方では部落差別解消への国策は皆無であった事実、すなわち、戦後、「文化国家」として復興するという国家目標の下で、その妨げとみなされたひとびとが政策的に差別された事実をも無視したものである。

「国民的融合論」は、さまざまな差別を個々の問題に分化し、差別構造全体を視野に入れて考察することを否定した。それゆえ、現在、「国民的融合論」は、ほかの差別に関する歴史学的研究にも悪しき影響を与えている。それがハンセン病問題の研究に顕著である。法律「癩予防二関スル件」は患者救済法であった、患者を隔離した療養所は患者救済の場



であった、療養所は社会の差別から患者を守った「アジール」であったなどという実証に裏付けられた歴史的事実を無視した謬論が「ハンセン病問題研究のあらたな地平」であると政治的に喧伝され、流布されている。<sup>65)</sup>「国民的融合論」は歴史学を破壊した、とわたくしは深い悲しみをもって受け止めている。

現在、共産党は部落差別は解消に向かっているどころか、部落差別は解消した、部落問題は解決したと主張するに至っている。こうした主張に基づき全解連も、2004年4月に全国地域人権運動総連合（全国人権連）に改組、改称された。インターネットなどに部落差別を煽る記事が乱れ飛ぶ状況に対し、2016年12月、自民党、公明党、民進党により提出された部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が可決成立した際、共産党だけが反対した。法には「現在もなお部落差別が存在する」「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない」と明記されていたが、共産党は、部落差別は解決されたと主張し続けた。

法案を審議していた12月6日、参議院法務委員会では、公聴会が開かれた。参考人として意見を述べた部落解放同盟中央本部の書記長西島藤彦は、結婚差別の実例をあげて、部落差別は厳然として存在していることを示し、身元調査が横行している現実を指摘した。そのなかで、西島は、次のように述べ、法案の成立に期待した。

部落外との結婚は確かに通婚の広がる中で広がってまいりました。しかし、差別がなくなった、なくなりつつあるという考え方があるわけではありますが、部落外との結婚が広がったのは事実でありましょうが、また、報告した事例のように反対を押し切ってとか、両親も親戚も結婚式に出席しないような、本来多くの人に祝福されるはずの結婚が、そうしたことになっていない場合が数多くあるわけがあります。<sup>66)</sup>

西島は、このように述べ、被差別部落内外の結婚が増えたからといって、差別が解消したと判断することの誤りを指摘した。結婚しても、被差別部落外の親や親戚から交際を拒否されるような事態が続くのでは、差別が解消したとは言えないであろう。

これに対し、同じく参考人の全国人権連事務局長の新井直樹は、「法律案は時代錯誤」とまで言い切るが、発言の多くを部落解放同盟への批判に費やし、「国民的融合論」を説明して部落差別は解消したと述べるだけで、事実に基づいた発言はおこなわなかった。すなわち、新井は、差別解消の理念を語るのみで、その実例をあげなかったのである。さらに、被差別部落からの転出者が多いことを差別解消のひとつの根拠とするが、被差別部落に居住していなくても身元調査などで出身を暴かれ差別を受けることを新井は無視している。西島が身元調査による結婚差別の事例をあげているのに対し、新井は身元調査のこと

など眼中にない。<sup>67)</sup> この公聴会の場で「国民的融合論」が被差別部落の実態から遊離した理論であることが明らかになった。共産党にとり、部落解放はすでに達成済みの課題となっていた。

## (2) 部落解放同盟の「右傾化」

一方、部落解放同盟にも大きな変化が生じていく。1984年10月27日、部落解放同盟第41回臨時全国大会で綱領が改正され、「要求綱目」の「平和と人権、民主主義の達成のために」の5番目の項目として「天皇、皇族などの一切の貴族的特権の完全な廃止」が掲げられたが、「天皇制の廃止」という文言は記されなかった。天皇や皇族の特権の廃止は謳っているが、天皇制の廃止ではない。<sup>68)</sup> 参加者からは「第二次世界大戦後の天皇制の存在の仕方」について「もう一言のべられるべきだ」という意見も出されたが（谷田孝紀 栃木県）、<sup>69)</sup> 部落解放同盟の綱領から「天皇制の廃止」が消えた。「貴種」という身分の廃止も記されなかった。

部落解放同盟がこのような綱領改正をおこなった理由として考えられるのは、まさに、「清濁併せ呑む」という運動論からである。1970年代、部落解放同盟は、狭山闘争で「新左翼」と共闘するだけでなく、同和対策事業の実施については、自民党政府、保守系自治体首長とも協調せざるを得なくなり、さらには同和利権をめぐって反社会勢力の組織への介入を許していた。まさに、部落解放同盟は、左右に運動のウイングを伸ばしていたのである。

しかし、革命的暴力の名の下に殺人まで正当化する「新左翼」は人権とは相反する勢力であり、部落解放同盟は革共同中核派などの「新左翼」勢力の組織からの排除をはじめていく。当初、中核派などの「新左翼」諸党派が組織をあげて取り組んでいた三里塚闘争には、部落解放同盟も支援する立場を鮮明にして、1979年までは『解放新聞』紙上にも三里塚闘争に関する記事が数多く掲載されていたが、1980年以降の紙面からは、そうした記事は消え去っていた。部落解放同盟は「新左翼」勢力を排除する一環として「天皇制の廃止」という文言の綱領からの削除をおこなったと考えられる。

さらに、1986年には、部落解放同盟にとって大きな打撃となる事態が生じていた。それが、12月11日に、総務庁長官の求めに応じて地域改善対策協議会の意見具申「今後における地域改善対策について」が中曽根康弘内閣に提出されたことである。この意見具申は、部落解放運動が行政に依存し被差別部落住民の自立が妨げられていることや差別糾弾闘争により自由な意見表明が潜在化していることなどをもって差別の解消を妨げている要因と指摘するなど、部落解放同盟の運動あり方を正面から批判するものであった。憲法改正を掲げる中曽根内閣は、護憲を主張する社会党の議席を減らすため、社会党の支持基

盤である日本労働組合総評議会（総評）の弱体化を狙い国鉄、電電公社、専売公社の民営化計画を進めるとともに、同様に社会党の支持基盤であった部落解放同盟の弱体化を目指し、このような意見具申を作成させた。委員 20 名のうちの半数を関係省庁の次官が占める地域改善対策協議会は、部落問題対策について、政府の意向を先取りする役割を果たした。<sup>70)</sup>

部落解放同盟は、暴力的糾弾、同和行政との癒着、同和对策事業をめぐる利権あさりなど、自らの運動の汚点に対し、国からその責任を迫及されることとなった。同和对策審議会答申は、部落解放同盟が国の責任を迫及する武器となったが、この地域改善対策協議会の意見具申は、逆に国が部落解放同盟の責任を迫及する武器となった。部落解放同盟は、組織を防衛するために、社会党だけではなく自民党にも接近していく必要に迫られていた。

こうしたなか、1989 年 1 月 7 日、昭和天皇裕仁が死去すると、部落解放同盟は、基本的には天皇の死を機に国家主義的な潮流が強まることを警戒し、天皇の死の政治的利用に強く反対する姿勢を示した。しかし、その姿勢には戸惑いが顕著であった。中央執行委員長上杉佐一郎は「天皇死亡に関するコメント」を発表するが、その冒頭で「人間天皇が亡くなられたことに哀悼の意を表します」と述べ、そのうえで、松本治一郎の「貴族あれば賤族あり」の主張に「強い思いを寄せる」と婉曲に天皇制への批判を示唆するにとどめた。たしかに、続けて「今日の復古調の強まっている状況に、危惧の念を抱くとともに、政教分離の原則を蹂躪し、宗教的な伝統行事を国事行為とするなど、「天皇」の死を利用し、憲法改悪や差別強化などの政治的策動をするようなことは、断じて許されない」として、以後の大喪の礼や新天皇の即位式、大嘗祭などで政教分離の原則の逸脱や、天皇の元首化などの動きを牽制してはいるが、冒頭に昭和天皇への死に対し「亡くなられた」と敬語を使用し、哀悼を示したことで、後半の主張は迫力を欠くものとなってしまった。<sup>71)</sup>そこには、戦前の天皇制への復古には反対するという意思は示されたが、天皇制の廃止という意味は消え去っていた。

部落解放同盟は、哀悼の意を表することに対して「よかれ悪しかれ国民の注視する一個の人間の死という厳粛な事実の前に立って、われわれもまた、生命の尊厳性を考え、哀悼の意を表したい」と弁明した。<sup>72)</sup>そして、天皇制が部落差別の根本的原因であることにも直接の言及を避け、昭和天皇の戦争責任にも触れなかった。それにより天皇の死への「哀悼」の意が際立つことになった。

その後、部落解放同盟は、1997 年 5 月 27 日、第 54 回全国大会で綱領を改正し、「基本目標」の第 3 番目の項目に「われわれは、部落差別を支える非民主的な諸制度や不合理な迷信・慣習、またイエ意識や貴賤・ケガレ意識などの差別文化を克服し、身分意識の強化につながる天皇制、戸籍制度に反対する」と記した。天皇制は「身分意識の強化につな

がる」「非民主的な諸制度」であると位置づけたものの、廃止の対象ではなく反対する対象にとどめられた。綱領の前文には、「部落差別を支える」ものとして「イ工意識や貴賤・ケガレ意識」と記され、天皇制の文言はなかった。綱領の前文にも基本目標にも、政治を変革するという趣旨の文言は記されなかった。<sup>73)</sup>

この綱領改正により部落差別の本質はケガレ意識だとするような歴史を超越した謬論が部落解放運動に広まり、一時的にせよ運動を混乱させた。<sup>74)</sup> この綱領改正は、部落解放同盟が、部落解放全国委員会以来維持してきた民主主義運動との連帯を求める姿勢を放棄したことを意味するものとなった。

この大会には、はじめて自民党からも来賓が招かれ、政調会長であった山崎拓が挨拶をしている。<sup>75)</sup> まさに、第54回大会は、社会党を支持してきた部落解放同盟が、それまでの反自民党路線を大きく軌道修正させた大会であった。部落解放同盟の中央執行委員長となっていたのは「日本のこえ」派から社会党に移り、衆議院議員を務めた上田卓三で、上田は、大会冒頭の挨拶で「今大会はいままでの運動方針の中から階級史観を抜いて、そういう意味ではいままでと違った運動方針が出され、綱領、規約が改正されるわけでございます」とまで、明言していた。部落解放同盟の大会では、開会に当たって、全国水平社以来歌い継がれてきた「解放歌」を参加者が合唱してきたが、その歌詞には「決然立って武装せよ」という文言もある。上田は「先ほど歌った解放歌、あの文言は、相当過激ですね。しかしそれは、七十年前もいまもある部落差別に対するわれわれの怒りを表しているんじゃないだろうか、このように思っているわけでございます。そういうことについてご来賓のみなさん方のご理解をいただきたい」とも述べている。<sup>76)</sup> これは、山崎拓への弁明であろう。自民党にすり寄るための卑屈なまでの上田の挨拶に象徴されるように、第54回大会は、部落解放同盟が自民党政権に屈服した大会となった。ケガレ意識を部落差別の本質とするような超歴史的な謬論を掲げるに至ったことが、それを象徴していた。ここに、部落解放全国委員会以来の民主主義革命の課題としての部落解放は跡形もなく消え去った。

さらに、2011年3月4日の第68回全国大会で改正された綱領では、「部落差別問題に関する基本認識」として「部落差別の存在」は「前近代から引き続く長い歴史の中でつくられたケガレ観の浄穢思想、血統主義的貴賤思想、家父長的家思想などにもとづく差別意識やそれを温存・再生産する明治期以降の新たな社会構造や法制度のもとで再編された」と説明され、「部落差別を生み出し支える社会的背景」として「浄穢思想（穢れ観）、貴賤思想（血統的身分制）・華夷思想（民族観）、家思想（家父長制）などにもとづく伝統的差別思想、また近代社会のもとで醸成された優生思想・衛生思想、能力主義思想などにもとづく差別意識、さらに不合理な因習・習俗などにもとづく差別意識や同和行政におけ

る差別撤廃への積極的是正措置の進展に伴う誤った逆差別的意識などが羅列されている。浄穢思想（穢れ観）・貴賤思想（血統的身分制）・華夷思想（民族観）、家思想（家父長制）などの近代以前からの思想をも部落差別の社会的背景にあげ、現在の政治社会構造と部落差別の関係を論ずることを回避した。天皇制については、わずかに「貴賤観念を醸成する天皇関連制度」として記述するのみであった。<sup>77)</sup>

昭和天皇裕仁への哀悼声明、天皇制廃止の主張の放擲、ケガレ意識の高唱、自民党への接近など1980年代以降、部落解放同盟がこのようないわゆる「右傾化」の道を転がり落ちて行ったのは、当時の政治情勢を反映していた。

1987年4月、中曽根内閣により国鉄の分割民営化が強行され、これにより公共企業体の民営化が完成、官公労依存の総評の弱体化と、総評依存の日本社会党の弱体化が進行する。こうした事情は、社会党と支持協力関係にあった部落解放同盟にとり大きな不安材料となった。さらに2002年3月の同和対策事業（地域改善対策事業）の法的終焉を控え、同和対策事業を通じて行政依存の姿勢を強くしてきた部落解放同盟は、法的終焉後を見越した運動の展望を開かねばならなかった。さらに、1993年9月、社会党も与党となっていた細川護熙内閣により小選挙区制が導入され、以後、社会党は選挙の度に大幅に議席を失う結果となる。部落解放同盟も社会党支持を見直し、共産党を除く全政党との関係を重視しなければならなくなった。上田卓三の秘書を務め、部落解放同盟の組織内候補として1989年の参議院選挙に社会党から立候補し当選していた谷畑孝が、1996年に社会党を離党し、自民党から総選挙に立候補し比例復活当選した事実、前述した1997年の部落解放同盟第54回全国大会に自民党政調会長の山崎拓が来賓として招かれ挨拶した事実は、そうした部落解放同盟の変容過程を象徴するものであった。

さらに国際情勢を見れば、1989年から東欧諸国で民主化を求める国民の声が高まり、共産党独裁政権の崩壊が続き、1990年10月に東西ドイツの統一が実現し、さらには1991年12月にはソ連邦が解体した。一方、中国では、1989年5月、共産党独裁政権が民主化を求める学生・市民を戦車で圧殺するという天安門事件が勃発していた。こうした一連の事件は、資本主義から社会主義へ、そして最終的には共産主義へと歴史は発展し、人民は完全に自由になるというマルクス主義の教条的理論を事実により壊滅させ、また、労働者の「自由」「解放」などという共産党独裁国家の理念が虚構であったことを白日の下にさらけ出した。こうした現実、マルクス主義の影響を受けてきた労働運動、社会運動に大きな打撃を与えた。部落解放同盟もまた、その例外ではなかった。部落解放同盟は、共産党を除くすべての政党、すなわち自民党とも良好な関係を構築し、同和対策事業の法的終焉後の組織の継続を図っていく。部落解放同盟にとっても、民主主義の課題としての部落解放は遠い歴史のかなたに去っていた。

## おわりに

日本共産党と部落解放同盟の対立の要因は、以下の3点に要約できる。まず、第一に、共産党をめぐる党派対立が部落解放運動に波及したことである。民主主義運動のなかでの共産党と社会党の対立、志賀義雄らの分裂による共産党と「日本のこえ」派との対立、狭山闘争などで顕著になった共産党と「新左翼」（特に革共同中核派）の対立である。戦後日本の社会主義運動内の党派闘争が大衆団体である部落解放同盟を揺るがした。

次に、共産党の民主連合政府構想による部落解放同盟への攻撃がある。その背景には同和対策事業をめぐる利権の発生、同対審答申を「錦の御旗」とした部落解放同盟の「反差別」という権力化、そのもとに起こされた暴力的糾弾があり、こうした部落解放同盟の不正や暴力、権力化に対し、共産党は自らの暴力革命のイメージの払拭のために部落解放同盟の不正や暴力を強調して批判し、自らを反暴力の象徴とした。共産党は、国会や地方議会での勢力拡大のため、自治体での市民の差別意識や公平性を欠いた同和行政への反発に乗じて部落解放同盟への批判を続け、部落解放同盟との対立を深めていった。

第三に部落問題に関する理論上の対立がある。共産党がたどり着いた「国民的融合論」は、部落差別は封建遺制であり、戦後民主主義と高度経済成長、そして同和対策事業により部落差別は解消したとするものであり、部落差別は近現代日本の社会・政治が生み出した社会問題であり、民主主義社会への変革を進めるためにその差別構造を追及するという姿勢は欠落していた。「国民的融合論」は部落解放運動を不要とするもので、部落解放同盟の存在意義を否定するというより、その存在が部落問題の解決を妨げるものとみなしていた。

同和対策事業を目的とした部落解放同盟の組織拡大は、人権認識の欠如した部落解放運動を生み出し、利権、不正、暴力の容認 規律、秩序、モラルの崩壊を招き、差別の代償としての違法、無法行為の横行 公平性を欠いた同和対策事業の展開を許した。こうした運動の変質は、被差別部落への恐怖感やねたみ意識を醸成し、共産党の批判がそれに拍車をかけた。共産党は、部落解放同盟への批判を党勢拡大に最大限に利用し、暴力反対、行政の公平性をかけ、民主主義政党であることを強調した。その背景には、党が大衆を指導するという前衛党意識 そしてルンペン・プロレタリアートへの蔑視と敵意があった。

こうした対立の原因が明らかであれば、それを克服する道を見い出すことも可能である。日本共産党にとっては、党が大衆運動を指導するという前衛党意識に基づく傲慢な姿勢をあらため、逆に大衆運動から党が学ぶという姿勢を確立することが求められる。「国民的融合論」は、被差別部落の現実から生まれた理論ではない。党中央から唐突に打ち出され、共産党員として部落解放運動に携わってきたひとびとに押しつけられた。わたくしが親し

くしていた全解連のある県連の委員長は、部落差別のきびしい現実に直面しつつも、党員としての責務との間で葛藤し、「部落差別は解消過程にある」と言わざるを得ない苦渋の選択をした。共産党は、民主集中制を杓子定規に守ることをあらため、党員の自由な意見表明に寛大であるべきである。大衆から学ぶ、差別に苦しむひとびとから学ぶという党風を確立するべきではないか。

たしかに、被差別部落のなかには高度経済成長で経済的に豊かになった地区はあるし、同和対策事業で環境が大きく改善された地区も多い。しかし、地区に基盤となる産業がなく、高度経済成長から取り残された地区、部落解放運動が未組織のためまったく同和対策事業がなされないまま放置された地区も多い。わたくしは、2011年の夏に佐渡の被差別部落を訪れ、地区に産業がないため若者が流出し、運動もないため同和対策事業がまったくなされなかった現状を見て愕然とした。道路もなく緊急車両も入れない環境に高齢者が孤立して暮らす状況は、命と健康を脅かしている。その地区では、露骨な差別事件も発生していた。一人暮らしのある高齢の女性に、どうして生計を立ててきたのかと尋ねると、海が荒れた夜、海に入って流れ着く石を拾い、それを売って生活費にしたという答えが返ってきた。そこには、「国民的融合論」が通用する余地などなかった。

また、現在、鳥取ループ・示現舎により被差別部落のリストがインターネットに公開されている。被差別部落の地名を暴露して快感を得るという露骨な差別が拡散されている。インターネットによる差別の拡大という新たな現実を前にしては「国民的融合論」は無力である。

一方、部落解放同盟は、同和対策事業をめぐる利権あさり、反社会組織や「新左翼」という暴力を肯定する勢力との関わり、暴力的な糺弾などの不祥事を、一部の幹部、活動家の過ちとしてではなく、組織としての過ちとして真摯に検証するべきである。「朝田理論」を掲げて自らの過ちへの批判を封じ込めてきた過去と真摯に向き合ってほしい。

わたくし自身、部落解放同盟の幹部が、あるときは部落解放同盟の名刺を使い、あるときは反社会集団の縁者と名乗り、同和利権を貪っていた事実、部落解放同盟のある地区の支部長、婦人部長らが、自らが経営する飲食店で未成年の少女に売春をさせ、児童福祉法違反で逮捕された事実などを経験している。部落解放同盟は、第三者による検証機関を設置し、過去の組織の過ちを明らかにし、今後の再発防止策を講じるべきである。

共産党と部落解放同盟双方が、なぜ、かくも激しく対立するに至ったのか、両者がその経過を謙虚に検証し、組織のあり方を総括し、互いの過去の過ちを質す姿勢を打ち出すことにより、両者の和解、そして連帯の復活へと道が開けるのではなかろうか。

戦後の民主主義運動を担った有力な組織が対立し続けることは、日本の政治の現在を考えると、あまりにもむなし。内閣が憲法解釈を変えろという安易な手段で、集团的自

衛権を認め、ついには他国への先制攻撃も可能にするという事態にわたくしたちは直面している。事実上、日本国憲法第9条は崩壊している。さらに、憲法改正論には「有事」における人権の規制に関する論議も存在する。憲法が国民の権利を縛るという発想は立憲主義の破壊である。平和主義と基本的人権の尊重を掲げた憲法が破壊されようとする危機のなか、共産党は「野党共闘」に踏み込み、議会主義重視と護憲の姿勢を鮮明にした。こうしたとき、共産党と部落解放同盟が対立することは、日本の民主主義にとり百害あって一利もないことではないか。共産党は「国民的融合論」の呪縛から自由になり、部落解放同盟は「朝田理論」から解放されるべきである。わたくしは、今こそ、両者の再びの連帯を求めてやまない。

## 註

- 1) 黒川みどり・藤野豊『人間に光あれ—日本近代史のなかの水平社』(六花出版、2022年)。
- 2) この点については、『性の国家管理—貫売春の近現代史—』(不二出版、2001年)、『ハンセン病と戦後民主主義』(岩波書店、2006年)、『戦後日本の人身売買』(大月書店、2012年)、『「黒い羽根」の戦後史—炭鉱合理化政策と失業問題』(六花出版、2019年)、『戦後民主主義が生んだ優生思想—優生保護法の史的検証』(六花出版、2021年)などのわたくしの著作を参照。
- 3) 師岡佑行『戦後部落解放論争史』全5巻(柘植書房、1980年～1985年)。
- 4) 日本共産党中央委員会編『日本共産党綱領集』(日本共産党中央委員会出版部、1962年)、71～73頁。
- 5) 同上書、77頁。
- 6) 同上書、84頁。
- 7) 「古い偏向を克服 被圧迫部落の解放闘争」(『赤旗』再刊第9号、1946年1月1日)。
- 8) 水谷長三郎「日本社会党綱領」(水谷長三郎・原彪『日本社会党綱領—憲法と天皇制』、山水社、1946年)、6～9頁。
- 9) 「全国部落代表者会議・部落解放人民大会招集状」(部落問題研究所編『戦後部落問題の研究』第4巻、部落問題研究所出版部、1979年)、29頁。
- 10) 同上書、29～30頁。
- 11) 『復刻部落解放人民大会速記録』(部落解放同盟京都府連合会、1982年)、28～30頁、39～40頁、42～43頁、71～73頁、81頁。
- 12) 「全国委員会の選挙方針決る」、『解放新聞』第1号、1947年4月)。
- 13) 「解放委員会関係の立候補予定者」(『解放ニュース』、1947年3月)。
- 14) 松本治一郎「今こそ解放の秋 立て三百万同志よ」(『解放新聞』第1号)。
- 15) 「神奈川の部落史」編集委員会編『神奈川の部落史』(不二出版、2007年)、222頁。
- 16) 松本治一郎「解放への道」(部落解放全国委員会『部落解放への三十年』、近代思想社、1948年)、209頁。
- 17) 松本治一郎「地下への一言」(『中央公論』第67巻第8号、1952年7月)、85頁。
- 18) 井上清『戦後部落解放運動史』(部落問題研究所、1954年)、344頁。
- 19) 部落解放研究所編『部落解放運動基礎資料集』第1巻(部落解放同盟中央本部、1980年)、176頁、195頁。



- 20) 宮本顕治『日本革命の展望—綱領問題報告論文集』（日本共産党中央委員会出版部、1961年）、211～212頁、215頁。
- 21) 日本共産党中央委員会編前掲書、123～125頁、127～129頁、130～131頁。
- 22) 「部落解放同盟が直面している若干の緊急問題について」（『アカハタ』1965年5月18日）。
- 23) 参議院事務局『第一回参議院議員選挙一覧』（1950年）、10頁。
- 24) 参議院事務局『第3回参議院議員選挙一覧』（1950年）、232頁。
- 25) 参議院事務局『第5回参議院議員選挙一覧』（1960年）、95頁。
- 26) 参議院事務局『第7回参議院議員選挙一覧』（1966年）、109頁。
- 27) 田中織之進「分裂主義者は誰か」（『解放新聞』第338号、1966年1月25日）。
- 28) 「一般活動報告」（部落解放研究所編前掲書）、576～579頁。
- 29) 「第二十回大会の成果の上に団結を固め運動を発展させよう」（『解放新聞』第329号、1965年10月15日）。
- 30) 「日本共産党は部落解放運動をどのように理解しているのか」（『解放新聞』第337号、1966年1月15日）。
- 31) 朝田とともに戦後の部落解放運動を担ってきた岡映は、戦後、朝田が行政と癒着して「朝田財閥」を築いてきた事実を指摘している（「座談会 部落解放運動の伝統と進路」、『前衛』第383号、1975年6月、80～81頁）。
- 32) 藤野豊「「同和对策審議会答申」の史的検証」（磯村英一編『同和行政論』第5巻、明石書店、1986年）、101～102頁。
- 33) 「政府の動き監視」（『解放新聞』第325号、1965年8月15日）。
- 34) 「要求がもりこまれているなら同対審の答申を評価しよう」（『解放新聞』第329号、1965年10月15日）。
- 35) 「部落解放同盟内の反党修正主義者、右翼社会民主主義者の反共的分裂活動について」（『アカハタ』1965年12月11日・12日）。
- 36) 日本共産党中央委員会農民漁民部編『今日の部落問題』（日本共産党中央委員会出版局、1969年）、134～138頁。
- 37) 「「特別措置法」問題と未解放部落民の当面する要求獲得のために—日本共産党の当面の政策」（『赤旗』1969年2月9日）。
- 38) 朝田善之助述「部落差別は生きている」（『朝日ジャーナル』第9巻第52号、1967年12月17日）、102～105頁。
- 39) 藤原隆三「部落解放同盟中執の日本共産党にたいする不当な「抗議と申入れ」にこたえる」（『赤旗』1969年8月24日）。
- 40) 「井上清ら四人の「共産党批判声明」を批判する」（『赤旗』1969年9月26日）。
- 41) 「部落解放運動を誤らせる「朝田理論」を批判する」（『赤旗』1969年9月7日）。
- 42) 宮本顕治「第十一回党大会にたいする中央委員会報告」（『前衛』第312号、1970年8月）、75頁。
- 43) 「「朝田理論」批判に反論する—真の階級的立場とはなにか」（『解放新聞』第463号、1969年10月5日）。
- 44) 藤野豊「部落問題における婚姻忌避」（『現代思想』第27巻第2号、1999年2月）、95頁。
- 45) 朝田善之助・松岡英夫対談「差別の実体」（『部落解放』第70号、1975年5月）、29頁。
- 46) 「第十一回党大会にたいする中央委員会報告」（『前衛』第312号、1970年8月）、61頁。
- 47) カール・マルクス、フリードリヒ・エンゲルス『共産党宣言』（塩田庄兵衛訳、角川文庫版、1959年）、47頁。
- 48) 日本共産党中央委員会農民漁民部編前掲書、116～117頁、119頁、162頁。
- 49) 「狭山事件の被告石川青年とその家族の救援について訴える」（『解放新聞』第336号、1966年1月25日）。

- 50) 座談会「部落解放運動の伝統と進路」(『前衛』第383号、1975年6月)、97頁。
- 51) 「一般「刑事事件」と民主的救援運動」(『赤旗』1976年1月11日)。
- 52) 「狭山事件「差別裁判」ではない」(『解放の道』第210号、1977年8月23日)。
- 53) 北原泰作「部落問題の現状と解放運動の課題」(『解放理論の創造—部落解放研究第一回全国集会報告書』(部落解放同盟中央出版局、1968年)、37～44頁)。
- 54) 手嶋一雄「国民融合論と北原泰作」(朝治武・黒川みどり・内田龍史編『講座 近現代日本の部落問題』第3巻、解放出版社、2022年)、72～80頁。
- 55) 北原泰作『賤民の後裔—わが屈辱と抵抗の半生』(筑摩書房、1974年)、342～343頁。
- 56) 日本共産党中央委員会農民漁民部編前掲書、162頁、165頁。
- 57) 「「近代化論」に討議集中 理論委員会九月例会」(『解放新聞』第396号、1967年10月5日)。
- 58) 「第十一回党大会にたいする中央委員会報告」(『前衛』第312号、1970年8月)、67頁。
- 59) 「「解同」朝田派への決算—全面崩壊する「朝田理論」」(『前衛』第382号、1975年5月)、58頁、74頁。
- 60) 「部落解放のいくつかの問題—差別主義に反対して、国民融合へ」(『赤旗』1975年5月26日・27日)。
- 61) 北原泰作・榊利夫『対談 部落解放への道—国民的融合の理論』(新日本出版社、1975年)、17頁、96頁、100頁、149頁。
- 62) このような「天皇制と部落問題」に関する議論への批判については、黒川みどり「近代「天皇制と部落問題」研究をめぐって—近代天皇制国家論との関わりから」(『部落解放研究』第56号、1987年6月)を参照。
- 63) こうした改竄への批判については、藤野豊『水平運動の社会思想史的研究』(雄山閣出版、1989年)の序章、および藤野豊「融和政策・融和運動史研究の論点と課題」(『部落解放研究』第56号を参照)。
- 64) 藤谷俊雄「部落問題と天皇制の戦前・戦後」(『文化評論』第337号、1989年3月)、104頁。
- 65) こうした主張に対するわたくしの批判については、藤野豊「「ハンセン病問題研究のあらたな地平」への批判」(『解放社会学研究』第34号、2021年3月)を参照。
- 66) 『第百九十二回国会参議院法務委員会会議録』第12号、2頁。
- 67) 同上書、4～5頁。
- 68) 「資料 部落解放同盟綱領(60年綱領、84年綱領、新綱領)および新規約」(『部落』第49巻第10号)、33頁。
- 69) 「第41回臨時全国大会質疑討論」(『解放新聞』第1196号、1984年11月12日)。
- 70) 地域改善対策協議会の意見具申「今後における地域改善対策について」に関する私見については、藤野豊「部落問題における国家責任—地対協路線への批判」(『部落解放』第257号・第260号、1987年2月・4月)を参照。
- 71) 上杉佐一郎「天皇死亡に関するコメント」(『解放新聞』第1405号、1989年1月16日)。
- 72) 「天皇の死を利用した反動的画策を許すな」(同上紙)。
- 73) 前掲「資料 部落解放同盟綱領(60年綱領、84年綱領、新綱領)および新規約」、34頁。
- 74) 部落差別の本質をケガレ意識に求めることの誤りについては、藤野豊「「ケガレ=差別の本質」論の問題性」(『部落解放』第484号、2001年4月)を参照。
- 75) 「新たな歴史を切り拓く」(『解放新聞』第1823号、1997年6月9日)。
- 76) 上田卓三「中央本部代表あいさつ」(『部落解放』第426号、1997年8月)、13頁。
- 77) 「部落解放同盟綱領」(部落解放同盟中央本部HP)。

(付記) 小稿は、2022年1月から徳田靖之氏、黒川みどり氏とおこなってきた現代日本の差別に関するささやかな研究会の場で発表した内容を基にしている。拙論に貴重な助言をしてくだ

さった徳田・黒川両氏に厚く御礼申し上げます。また、小稿は、わたくしにとり敬和学園大学の教員として執筆する最後の論稿である。これまで、『敬和学園大学研究紀要』『人文社会科学研究所年報』に、しばしば規定を大幅に超える量の原稿を投稿したにもかかわらず、いつも図書館・人文社会科学研究所・紀要委員会の皆様の寛大なご判断で受け入れていただいた。大学を去るに当たって同委員会の委員各位に心より御礼申し上げます。

2023 年 3 月 31 日

藤野 豊